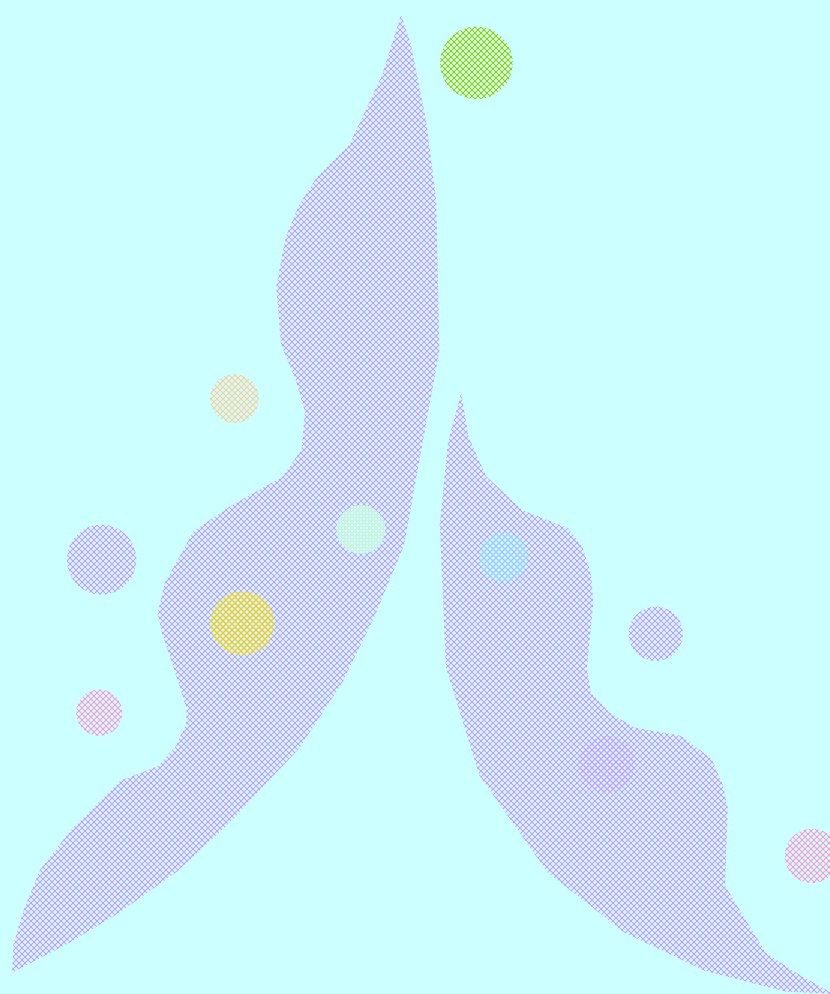


伏見地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想



水と緑にあふれ，安心・安全・快適に
生活できる温もりのあるまち

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

はじめに



無機的なのにどこかぬくもりを感じる高架の駅の佇まい，商業施設の人のにぎわいや小学校の子どもたちの歓声，住宅街のいきいきした暮らしの息づかい，地域の方々の温もりがあふれる伏見のまち。多くの皆様にこの地を歩いていただき，もっともっと楽しんでいただければ・・・と考えながら伏見駅界隈をゆっくり歩きますと，このまちの魅力がより身近に伝わってきます。

京都市では，公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指した取組を積極的に進めています。その一環として，この度とりまとめました「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」では，駅及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的，一体的に推進していくための基本的事項を定めています。

高齢者や障害のある方をはじめ，すべての人に地域で安心して健やかに暮らしていただきたい，そしてこの伏見地区を更に大好きになっていただきたい，そんな思いを込めて策定致しました。

今後は，この基本構想をもとに，公共交通事業者や関係行政機関と連携して，多くの皆様が永年待ち望んでおられました近鉄伏見駅へのエレベーター設置をはじめとする駅の改善や駅周辺の主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化などを着実に推進して参ります。

結びに，伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に御議論，御検討いただきました委員の皆様，並びに多くの貴重な御意見をお寄せくださいました市民の皆様，心から御礼申し上げます。

平成20年12月

京都市長 門川 大作

目 次

第1章 「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」策定の背景、 位置付け及び目標年次	
1 伏見地区基本構想策定の背景	1
2 伏見地区基本構想の位置付け	4
3 目標年次	5
第2章 伏見地区の概況	
1 伏見地区の位置及び特性	6
2 伏見区の人口及び高齢化率の推移等	7
3 伏見地区内の公共交通機関	8
4 伏見地区内の施設の立地状況	9
第3章 伏見地区のまちづくりの方向性	
1 上位計画・関連計画の構成	10
2 伏見区のまちづくりの方向性	11
3 伏見地区のまちづくりの方向性	12
第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	
1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	13
2 伏見地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針	14
第5章 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路	
1 重点整備地区の区域	16
2 生活関連経路	17
第6章 伏見地区の課題・問題点	
1 駅の課題・問題点	19
2 周辺道路等の課題・問題点	23
3 伏見地区の交通の課題	26
4 伏見地区の生活関連施設における課題	26
第7章 バリアフリー化事業計画の概要	
1 近鉄伏見駅のバリアフリー化事業計画の概要	28
2 車両のバリアフリー化事業計画の概要	31
3 道路のバリアフリー化事業計画の概要	34
4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要	36
5 その他のバリアフリー化事業計画の概要	38
6 ソフト施策及びその他の施策の概要	40
第8章 バリアフリー化事業の推進体制	
1 バリアフリー化事業推進に係る取組方針	41
2 その他のバリアフリー化事業の進め方	41
3 連絡会議による進行管理	41
4 公共交通特定事業に対する支援	42
5 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報提供	42
<参考資料1>	
伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議 分科会〔現地踏査〕の概要	44
<参考資料2>	
伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議 委員名簿	46

第1章 「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」策定の背景、 位置付け及び目標年次

京都市では、近鉄伏見駅周辺の徒歩圏を対象とした地区（以下「伏見地区」といいます。）において、駅や周辺の道路、建築物などのバリアフリー化（段差をなくしたり、視覚障害のある方を誘導するための点字ブロックを設置することなど）を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー新法」）及び「京都市交通バリアフリー全体構想」（以下「全体構想」といいます。）に基づき、「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「伏見地区基本構想」といいます。）を策定することとしました。

その背景と、伏見地区基本構想の位置付け及びバリアフリー化の目標年次を示します。

1 伏見地区基本構想策定の背景

(1) 交通バリアフリー法の制定

ア 交通バリアフリー法制定の趣旨

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり、平成25年（2013年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会が到来すると予測されています。また、身体に障害のある方をはじめとする、すべての人が同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきました。このような背景の下、高齢者や身体に障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められている状況で、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「交通バリアフリー法」）が施行されました。

イ 交通バリアフリー法に定められた市町村の取組の内容

市町村は、1日当たりの利用者数が5,000人以上であるなどの主要な旅客施設（「特定旅客施設」といいます。）を中心とし、特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」に指定し、重点整備地区ごとに、旅客施設やその周辺の道路及び駅前広場などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、その基本的事項を定めた「移動円滑化基本構想」を策定することができることとなりました。

(2) 全体構想の策定

ア 全体構想策定の趣旨

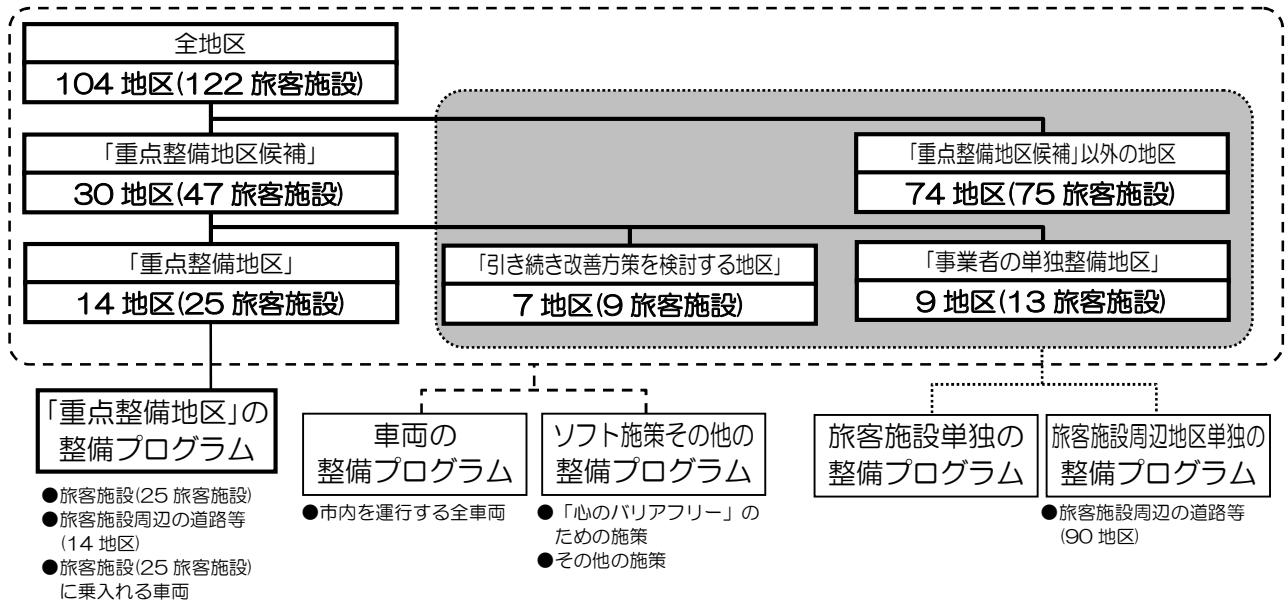
京都市では、交通バリアフリー法に規定された移動円滑化基本構想の策定に先立ち、京都市独自の取組として、全市的な観点から重点整備地区を選定するとともに、重点整備地区以外を含めた旅客施設や車両及び旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化推進に関する指針を定め、平成14年10月に全体構想として取りまとめました。

イ 重点整備地区の選定

全体構想では、市内の104地区（122旅客施設）の中から14の重点整備地区（25旅客施設）を選定しました。そして、平成14年度の「桂地区」及び「山科地区」、平成15年度の「烏丸地区」及び「向島地区」、平成16年度の「京都地区」及び「嵯峨嵐山地区」、平成17年

度の「河原町地区」及び「稲荷地区」，平成18年度の「桃山御陵前地区」，「京阪五条地区」及び「七条地区」（「京阪五条地区」と「七条地区」は合同で基本構想を策定），平成19年度の「京阪藤森地区」及び「東福寺地区」に続いて，「伏見地区」において，基本構想策定に向けた取組を開始しました。

図－1 重点整備地区の抽出



表－1 重点整備地区と移動等円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期

移動等円滑化基本構想策定に向けた取組を開始する時期		地区名	旅客施設名
前期	平成14年度	桂地区	阪急桂駅
		山科地区	JR山科駅，京阪山科駅，地下鉄山科駅
	平成15年度	烏丸地区	阪急烏丸駅，地下鉄四条駅
		向島地区	近鉄向島駅
平成16年度	嵯峨嵐山地区	JR嵯峨嵐山駅，京福嵯峨駅前駅，嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅	
	京都地区	JR京都駅，新幹線京都駅，近鉄京都駅，地下鉄京都駅	
後期	平成17年度	河原町地区	阪急河原町駅
		稲荷地区	JR稲荷駅，京阪伏見稲荷駅
	平成18年度	桃山御陵前地区	近鉄桃山御陵前駅，京阪伏見桃山駅
		七条地区	京阪七条駅
		京阪五条地区	京阪五条駅（現：京阪清水五条駅）
	平成19年度	京阪藤森地区	京阪藤森駅
		東福寺地区	JR東福寺駅，京阪東福寺駅
		伏見地区	近鉄伏見駅
合計	14地区	25旅客施設	

(3) バリアフリー新法の制定

これまで、「交通バリアフリー法」と不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的とした、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(いわゆる「ハートビル法」)の2つの法律によりバリアフリー化が推進されてきましたが、交通バリアフリー法施行後5年が経過し、平成17年7月に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が平成18年12月に施行されました。

京都市では、これまで、交通バリアフリー法による全体構想に基づいて重点整備地区を選定しており、順次、移動等円滑化基本構想を策定してきております。そのため、基本的には全体構想を踏襲し、バリアフリー新法により拡充された以下の内容に沿った基本構想の検討を行うものとします。

「バリアフリー新法」に盛り込まれた新たな内容

対象者の拡充	身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害などすべての障害者を対象
対象施設の拡充	これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加
基本構想制度の対象エリア拡充	バリアフリー化を重点的・一体的に進める対象エリアを、旅客施設まで含まない地域まで拡充
基本構想策定の際の当事者参加	基本構想策定時の協議会制度を法定化 住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
関係者の責務規程	施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ） 心のバリアフリーの促進 移動等円滑化に関する情報提供の確保

2 伏見地区基本構想の位置付け

(1) 伏見地区基本構想の内容

伏見地区基本構想は、高齢者や障害のある方などの日常生活や社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、近鉄伏見駅及び周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、その基本的事項として、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの上位計画や関連計画とも整合を図りながら、バリアフリー化を推進していくに当たっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の内容などを定めたものです。

(2) 伏見地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、伏見地区基本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが、施設や設備の改善事業を実施していきます。また、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

施設や設備の改善事業のうち、以下の主要な事業（「特定事業」といいます。）については、伏見地区基本構想策定後、それぞれ構想に即した事業計画（「特定事業計画」といいます。）を作成し、バリアフリー化の技術基準である「移動等円滑化基準」に適合させて、原則として、目標年次までに事業を完了させなければなりません。

ア 「公共交通特定事業」

公共交通事業者が旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーター、その他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業や低床車両の導入など

イ 「道路特定事業」

道路管理者（京都市）が実施する道路の段差や勾配の改善などの移動等円滑化のために必要な事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

ウ 「交通安全特定事業」

京都府公安委員会が実施する視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などの移動等円滑化のために必要な事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

また、その他、建築物の所有者、公園管理者等が実施する、段差・勾配の改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良等のバリアフリー化事業が挙げられます。

3 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

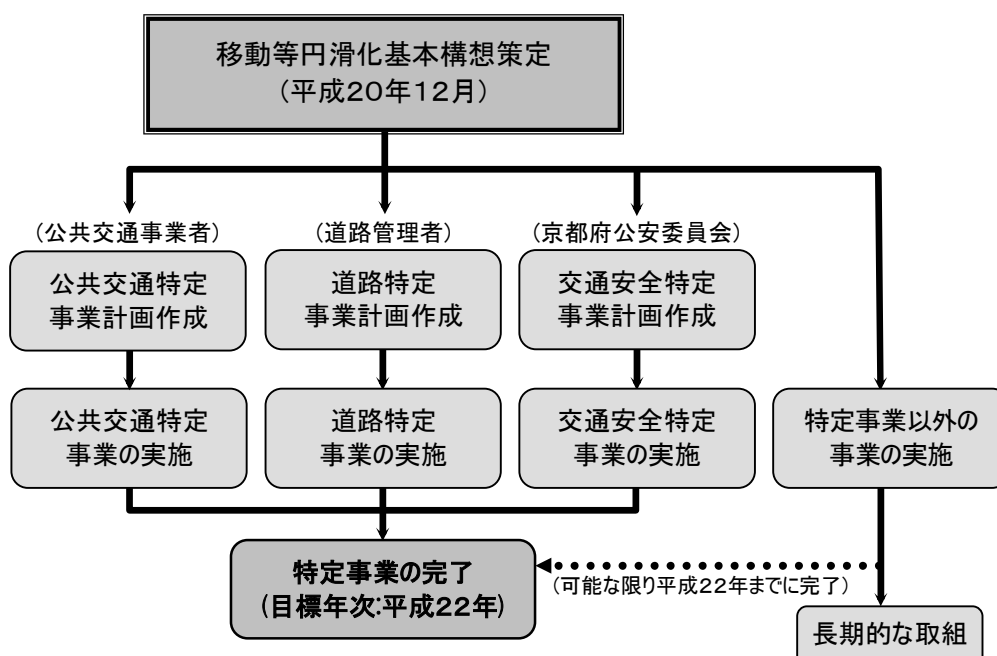
(1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年（2010年）とします。

(2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年（2010年）までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていくこととします。

図-2 伏見地区基本構想に基づくバリアフリー化の推進の流れ



第2章 伏見地区の概況

伏見地区は、近鉄伏見駅周辺の徒歩圏を対象とし、公共施設、商業施設、医療施設などが集積した地区です。この地区の概況として、位置及び特性、人口及び高齢化率の推移、地区内の公共交通機関、施設の立地状況を示します。

1 伏見地区の位置及び特性

伏見地区は、伏見区の中央部に位置する地域で、伏見区内の主要駅である近鉄伏見駅があるとともに、官公庁施設である伏見税務署、公益サービス施設である伏見郵便局、大規模商業施設であるイズミヤ伏見店ショッピングセンターなど、伏見区の居住者の生活に密着した施設が集積している地区です。

また、南北に国道24号や竹田街道があるなど、交通の要衝となっています。

図-3 伏見区の位置

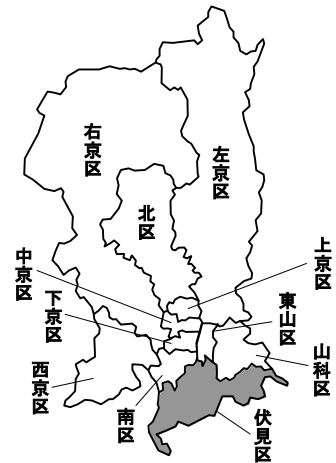
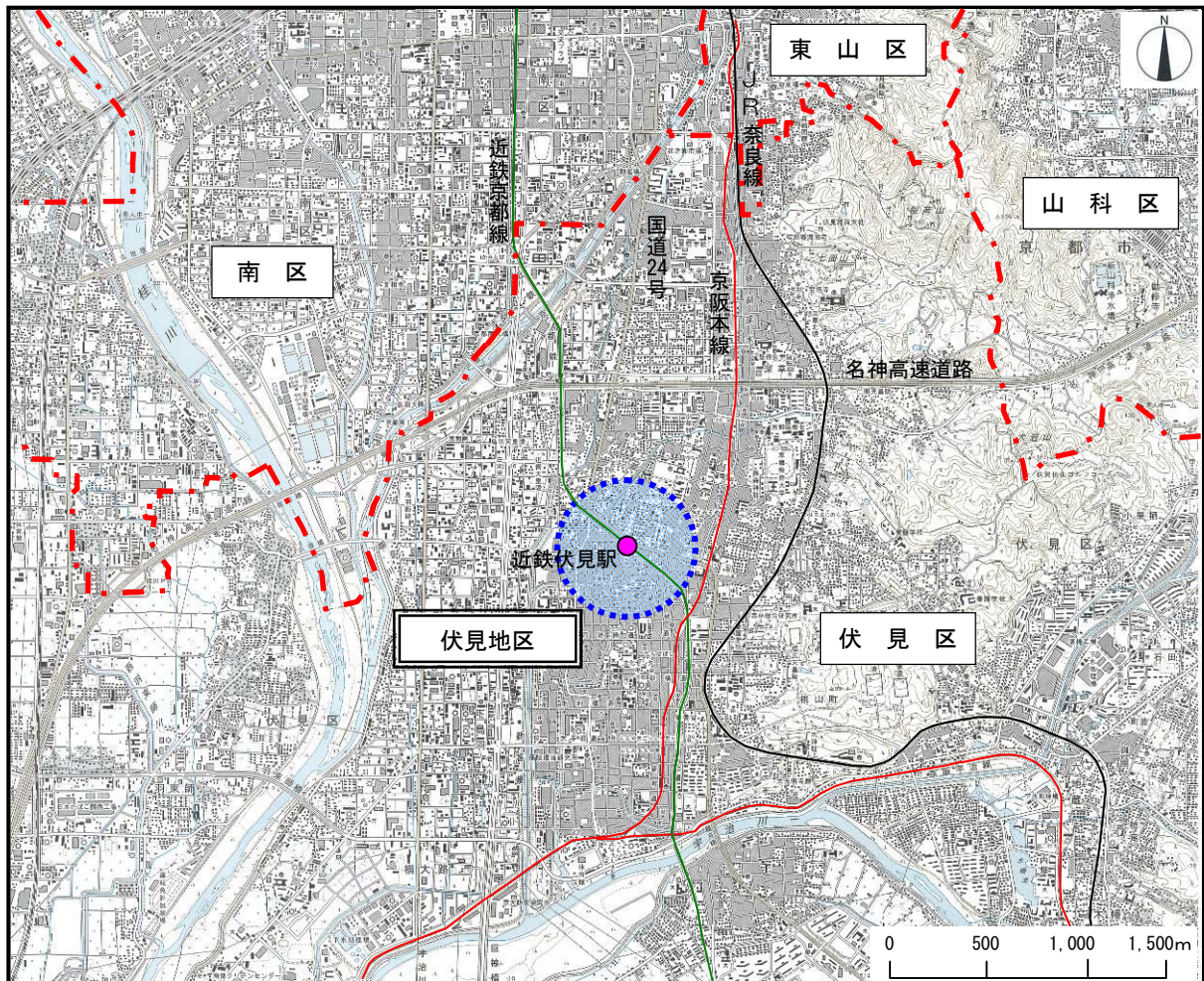


図-4 伏見地区の位置



2 伏見区の人口及び高齢化率の推移等

伏見地区のある伏見区では、人口の増加が続いていましたが、近年において減少に転じております。一方、高齢者人口は増加が続いています。

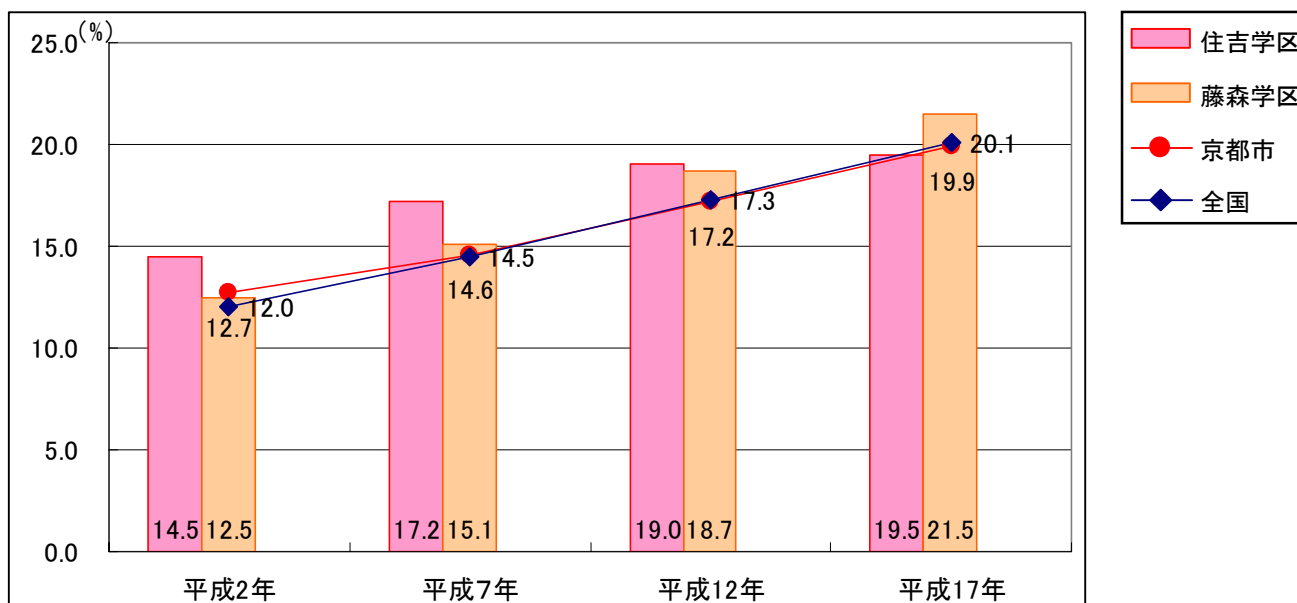
高齢化率については、伏見区では京都市や全国平均よりも低くなっているものの、近年は同様の水準となっており、高齢化の進展が著しい区となっています。また、高齢化率を学区別に見ると、住吉学区、藤森学区ともに京都市や全国平均とほぼ同様の高齢化率を示しています。

障害のある方のうち障害者手帳、療育手帳を持っておられる方は、伏見区に京都市の20.2%が居住しており、これは京都市における伏見区の人口割合19.4%を上回っています。障害別の障害者数を見ると、肢体不自由による徒歩での移動が困難な方や内部障害の方が多くなっています。

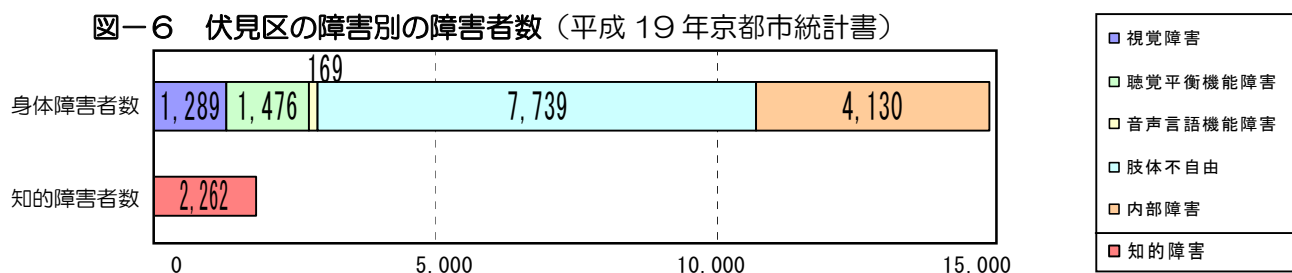
表一 総人口、高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率の推移（国勢調査）

	伏見区			京都市	全国平均
	総人口	高齢者人口	高齢化率	高齢化率	高齢化率
平成2年	280,276	26,884	9.6	12.7	12.0
平成7年	285,961	33,377	11.7	14.6	14.5
平成12年	287,909	43,094	15.0	17.2	17.3
平成17年	285,419	52,446	18.4	19.9	20.1

図一 伏見地区の中心となる学区別の高齢化率の推移（京都市統計書）



図二 伏見区の障害別の障害者数（平成19年京都市統計書）



（注）身体障害者数：身体障害者手帳の交付数，知的障害者数：療育手帳の交付数
精神に障害のある市民（精神障害者保健福祉手帳の交付数）は8,913人

3 伏見地区内の公共交通機関

(1) 鉄道

伏見地区には、近鉄伏見駅があります。近鉄伏見駅の平日には221便が運行され、1日の平均利用者が、約6,300人となっています。駅の利用者数は、特定旅客施設となる目安の1日平均利用者数5,000人以上を上回っています。

近鉄伏見駅は、高架駅で道路（南西側入り口）から改札口、改札口とホームにかけて段差がありますが、道路（南西側入り口）から改札口を結ぶスロープ、改札口からホームを結ぶエレベーターが設置されていません。また、車いす対応型の多機能トイレが設置されていない、手すりが連続していない、点字案内が十分でないなどの課題があります。

表－3 伏見地区内の鉄道駅の1日の利用状況

	1日平均利用者数（人） （平成17年）	運行便数（便） （平成20年3月現在）	
		平日	土曜・休日
近鉄伏見駅	6,361	221	215

(2) バス

伏見地区内では、京都市営バスが運行されており、竹田街道、師団街道にバス停が設置されており、それぞれ2系統と1系統が運行されています。

竹田街道には、京都駅と横大路車庫を結ぶ路線が、師団街道には竹田駅と横大路車庫を結ぶ路線が運行されています。

表－4 伏見地区におけるバスの1日の運行状況（平成20年3月現在）

バス停	事業者	系統数	路線数	1日の運行便数（便）		
				平日	土曜	休日
住吉 （竹田街道）	京都市営バス	2	2	140	104	104
棒鼻 （竹田街道）	京都市営バス	2	2	140	104	104
下町 （師団街道）	京都市営バス	1	1	21	19	19
伏見インクライン前 （師団街道）	京都市営バス	1	1	21	19	19

※京都市交通局 時刻表より集計

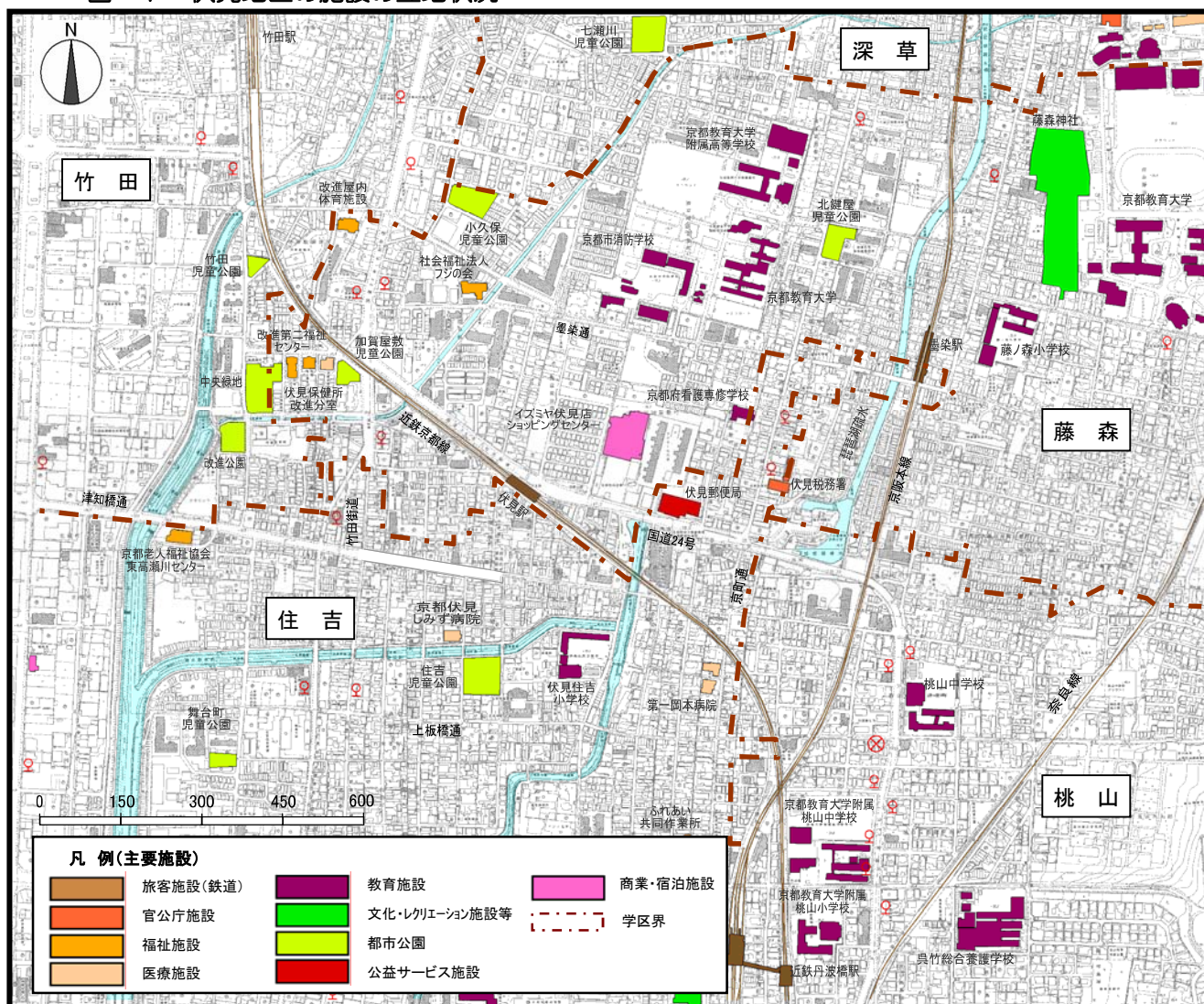
4 伏見地区内の施設の立地状況

伏見地区内には、官公庁施設である伏見税務署、公益サービス施設である伏見郵便局、大規模商業施設であるイズミヤ伏見店ショッピングセンターなどが立地しています。

また、周辺の道路の状況としては、南北の幹線道路として、地区の中央部に国道24号が、地区の東側に師団街道が、地区の西側に竹田街道が通っています。国道24号は幅員の広い歩道が整備されていますが、師団街道や竹田街道では、歩道が設置されていない又は歩道の幅員が狭い箇所があります。東西方向では、地区の中央部に津知橋通、地区の北側に墨染通、地区の南側に上板橋通が通っています。津知橋通は、幅員の広い歩道が整備されていますが、墨染通や上板橋通では、歩道が設置されていない又は歩道の幅員が狭い箇所があります。地区全体としても、路上駐輪や電柱等が移動の障害となっているなどの課題があります。

伏見地区内の施設の立地状況を図-7に示します。

図-7 伏見地区の施設の立地状況



第3章 伏見地区のまちづくりの方向性

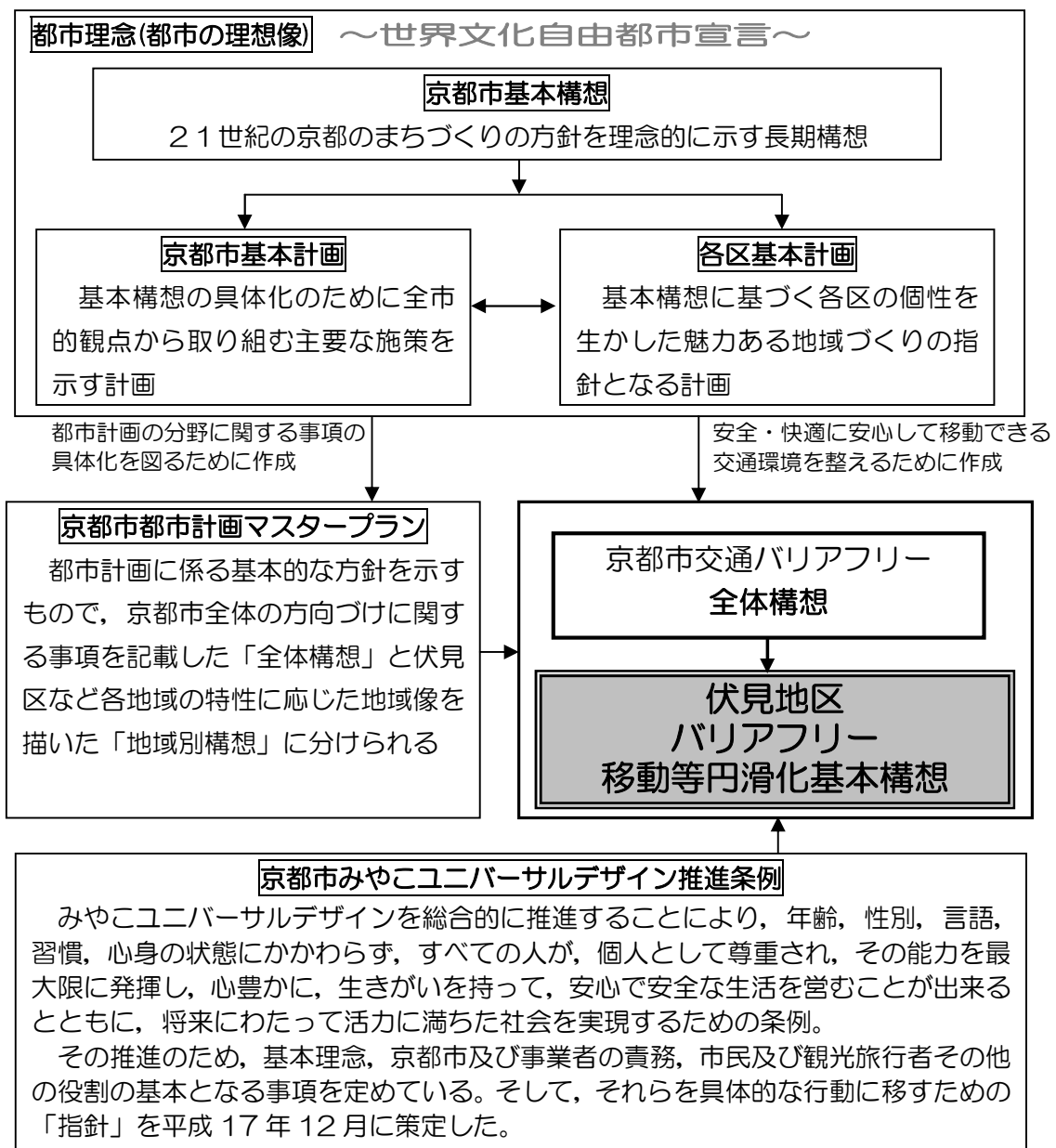
伏見地区基本構想は、京都市基本計画や京都市都市計画マスタープランなどの京都市の上位計画に掲げられている“バリアフリーのまちづくり”の一環として位置付けられるものであり、地区の特性やまちづくりの方向性にも十分配慮した内容とすることが必要となります。

このことから、伏見地区基本構想を策定するに当たり、京都市の上位計画における伏見区のまちづくりの方向性を踏まえたうえで、伏見地区のまちづくりの方向性を整理することとします。

また、京都市のまちづくりやユニバーサルデザインの考え方の基本的な方向性を、伏見地区基本構想においても反映させていきます。

1 上位計画・関連計画の構成

図-8 上位計画・関連計画の構成



2 伏見区のまちづくりの方向性

京都市では、都市理念を踏まえた京都市基本構想を受けて、京都市基本計画が策定されています。さらに、各行政区でこの京都市基本構想に基づいて、各区の個性を活かしたまちづくりの計画を策定しています。また、都市計画に係る基本的な方針を示す京都市都市計画マスタープランにおいても地域別構想として各地域の地域像を示しています。

伏見地区が含まれる伏見区基本計画と京都市都市計画マスタープランの地域別構想を整理し、伏見区のまちづくりの方向性を示します。

○伏見区基本計画

伏見区基本計画では、将来像である「水と緑と温もりでひらく都市—伏見」の実現に向けた以下のまちづくりの取組目標を掲げています。

- ① 環境にやさしい・行動するまち
- ② 自然と歴史がいきづく個性と魅力のあるまち
- ③ 『伏見力』を活かすまち
- ④ ふれあいと温もりのある、健康でいきいきと暮らせるまち
- ⑤ 安心・安全、人にやさしい便利なまち

○京都市都市計画マスタープラン（地域別構想）

京都市都市計画マスタープランの地域別構想においては、伏見区のまちづくりについて以下の4つの目標を掲げています。

- ① 都市居住からみた目標
基盤が整い、優れた居住環境を備えたまちをつくる
- ② 都市活動からみた目標
新産業を生み出し、京都の新しい活力を支えるまちをつくる
- ③ 都市環境からみた目標
個性ある歴史と豊かな水辺環境の調和したまちをつくる
- ④ 都市交通からみた目標
多様な都市活動を支える交通基盤の整ったまちをつくる

3 伏見地区のまちづくりの方向性

上位計画に示されている伏見区のまちづくりの方向性を踏まえ、伏見地区のバリアフリー化を推進していくに当たって配慮すべき伏見地区のまちづくりの方向性を以下のように整理します。

伏見区の将来像

「水と緑と温もりでひらく都市—伏見」

(1) だれもが安心・安全・快適に生活できるまちづくりの推進

高齢者や障害のある方を含むすべての人が、商業施設への買い物や緑豊かな水辺空間への散歩などにも気兼ねなく出かけられ、安全で安心して快適に生活できるよう駅やその周辺道路の移動環境が充実したまちづくりを推進します。

(2) 生活を支える地域の中心としてのまちづくりの推進

伏見地区には、伏見税務署などの官公庁施設、伏見郵便局などの公益サービス施設やイズミヤ伏見店ショッピングセンターなどの大規模商業施設が立地しており、これらの施設立地を活かした地域の中心としてのまちづくりを推進します。

(3) ふれあいと温もりのあるまちづくりの推進

地域で育まれているコミュニティを活かし、地域の住民だけでなく伏見地区を訪れる高齢者や障害のある方などへの理解を深めるとともに、手助けなどの協力を地域ぐるみで行えるまちづくりを推進し、訪れる人々も温もりを感じることでできるまちづくりを推進します。

第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

伏見地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

(1) バリアフリー化推進の基本理念

- ア 高齢者や身体に障害のある方などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を使って外出したいと思えるような環境整備を推進します。
- ウ 身体に障害のある方をはじめとする、すべての人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を推進します。

(2) バリアフリー化推進に係る基本方針

ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある方などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある方は、高齢者や身体に障害のある方の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある方は、肢体障害、視覚障害、聴覚・平衡障害、音声・言語障害及び内部障害など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある方の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある方をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

エ 「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」や、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした「情報のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進にあわせて、市民、事業者及び行政機関などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」を推進することとします。

2 伏見地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

伏見地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進し、平成18年12月に施行された「バリアフリー新法」により、身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害などすべての障害者を対象とし、建築物等の対象施設の拡大やソフト施策の拡充についても検討を行うものとしします。

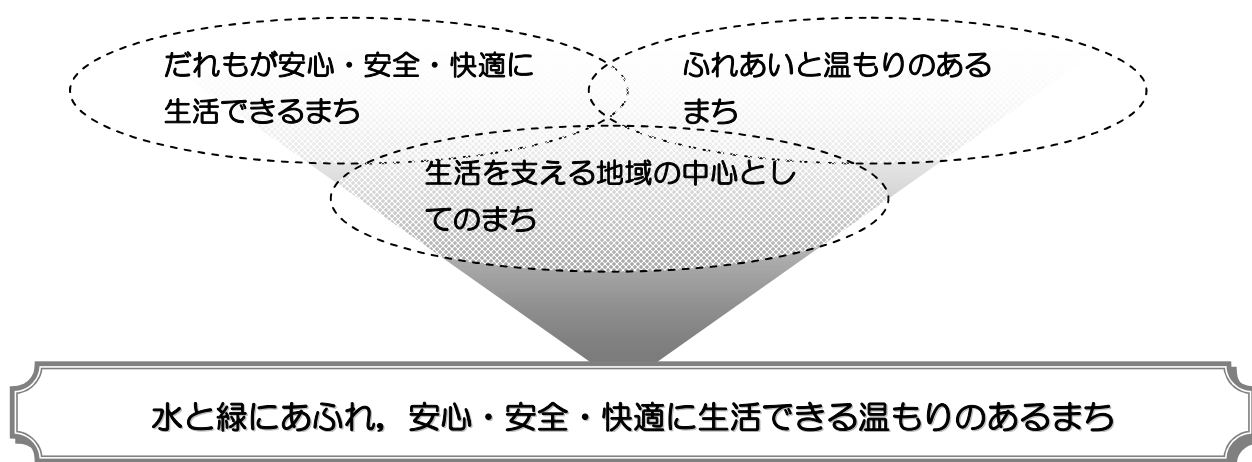
また、伏見地区は、官公庁施設、医療施設、大規模商業施設等が集積した地区であるため、より一体的に安全で円滑に移動できるようバリアフリー化を推進します。

さらに、伏見地区の特性及びまちづくりの方向性や「あなたから始まるすべての人にやさしい京都」の実現に向けた「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」を踏まえ、伏見地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 基本理念

伏見地区は、駅を中心に商業施設が立地しているほか、官公庁施設や医療施設など日常生活に必要となる施設が多く立地しています。また、地区内には緑豊かな水辺空間が整備されており、地域のやすらぎの場となっています。さらに、地域の温もりあるコミュニティを活かし、伏見地区の基本理念を、『水と緑にあふれ、安心・安全・快適に生活できる温もりのあるまち』として、まちづくりを進めていきます。

このことを踏まえ、居住者や来訪者にとって快適なまちとして、だれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。そして、施設整備だけではなく、地域コミュニティを活かした助け合いの推進などにより、すべての人に対しても心地よいまちを目指します。



(2) 基本方針

ア 住民や地区への来訪者など、だれもが利用しやすい近鉄伏見駅のバリアフリー化整備の推進

近鉄伏見駅では、高齢者や障害のある方、妊産婦やベビーカー利用者、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設整備を推進するとともに、伏見地区への来訪者も考慮して、分かりやすい情報案内設備とするなど、だれもが利用しやすい旅客施設を目指します。

イ 生活関連施設相互を結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進

近鉄伏見駅、伏見税務署、伏見郵便局、イズミヤ伏見店ショッピングセンターなどの生活関連施設間を相互に結ぶ経路において、安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。また、主要な経路の整備にあわせて、地区内のその他の道路などについても、できる限り一体的なバリアフリー化を推進します。

ウ 近鉄伏見駅周辺の安心・安全・快適に生活できる歩行環境の整備

駅周辺に公益サービス施設や大型商業施設が整備されているこの地区において、安心・安全・快適に生活でき、歩いて楽しいまちづくりを推進するために、道路環境や市街地環境の整備を推進するとともに、防犯面や安全性の確保といった視点にも配慮して整備を進めます。

エ 地元の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

伏見地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、地元の取組や他の施策に係る多様な関係者が十分な情報交換を行い、それぞれが担う役割や立場に応じて、協働と連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

オ 生活関連施設に位置付けられる主要な建築物等のバリアフリー化

施設相互間の生活関連経路のみでなく、施設内についてもより一体的に安全・円滑に移動できるよう、伏見地区基本構想の中で主要な生活関連施設として位置付けられる伏見税務署、伏見郵便局、イズミヤ伏見店ショッピングセンター、京都伏見しみず病院、第一岡本病院、住吉児童公園などのバリアフリー化を推進します。

カ 「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、ふれあいと温もりのある行動による「心のバリアフリー」を推進します。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などに取り組み、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした思いやりのある「情報のバリアフリー」を推進していきます。

第5章 重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路

1 重点整備地区の区域

バリアフリー新法は、「高齢者や障害のある方などの移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区は、「生活関連施設（高齢者、障害のある方などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と規定しています。

伏見地区では、連続的な移動に係る移動等円滑化を促進するために、特に重要な生活関連施設である近鉄伏見駅から徒歩で移動できる施設までの経路の他、他の生活関連施設相互間の移動や生活関連施設内における移動等が安全で円滑にできる環境の整備を目的として、これらの施設ならびに経路を含む区域を重点整備地区として設定し、安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境の整備を目的とした基本構想を策定する必要があります。

(1) 旅客施設及びその周辺に立地する官公庁施設などの生活関連施設の抽出

旅客施設（近鉄伏見駅）周辺の徒歩圏に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが、徒歩による移動で利用すると考えられる施設を抽出しました。

表-5 一定の徒歩圏内に立地する生活関連施設

生活関連施設		摘要
特定旅客施設	近鉄伏見駅	・1日の平均利用者数が5,000人以上である旅客施設
特別特定建築物	官公庁施設	伏見税務署
	公益サービス施設	伏見郵便局
	医療施設	京都伏見しみず病院 第一岡本病院
	商業施設	イズミヤ伏見店 ショッピングセンター
その他の施設	住吉児童公園	・市民にとって特に重要な施設 ・高齢者や障害のある方などが多く利用する施設

(2) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区は、前項で抽出した生活関連施設を包括的に含む範囲を重点整備地区としました。具体的な区域については、道路によって明確に境界を定めました。

2 生活関連経路

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や段差・勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

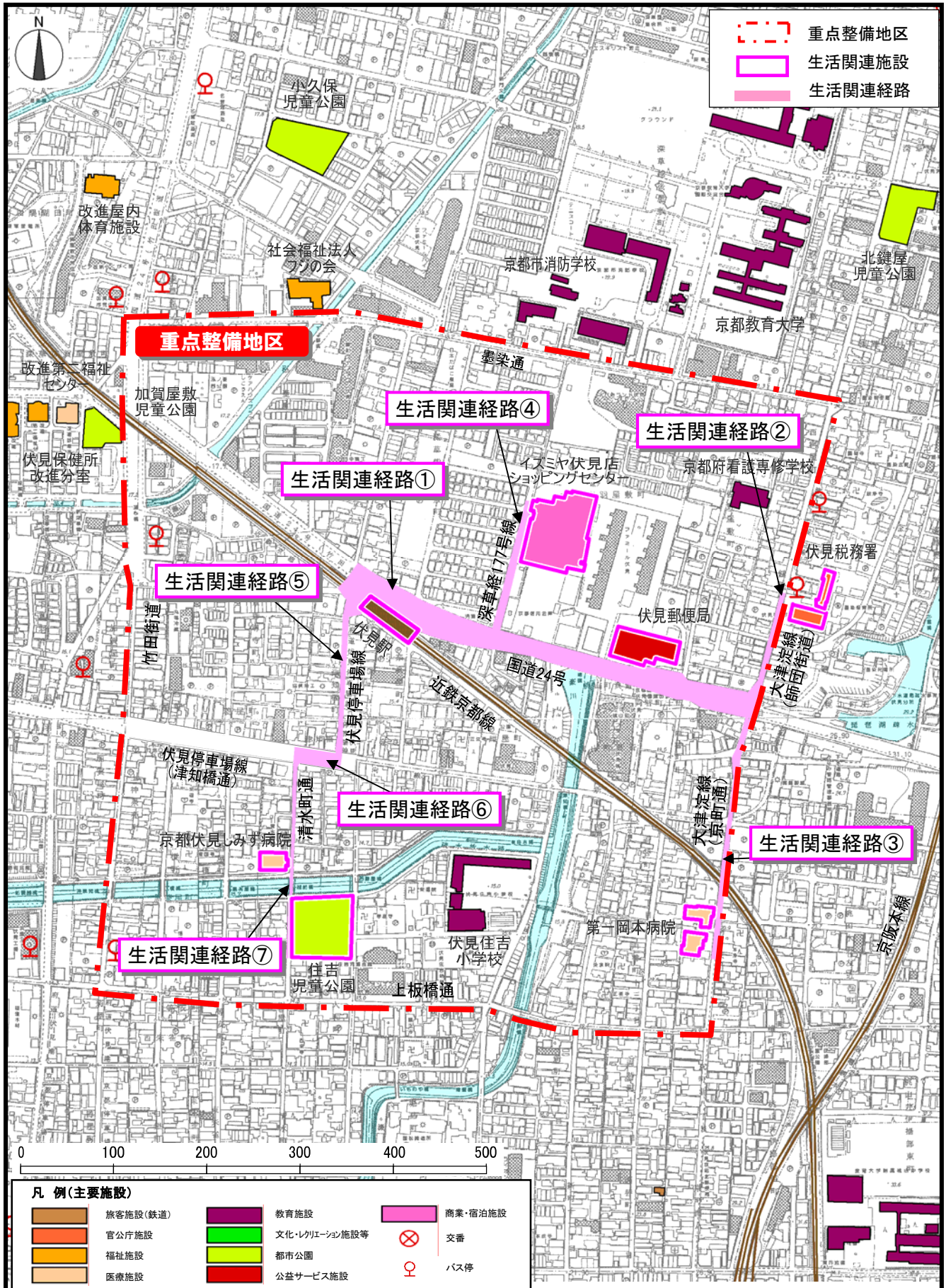
伏見地区の生活関連経路は、近鉄伏見駅と表-5で設定した生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互を結ぶ経路について、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、生活関連経路として次のように設定しました。

表-6 生活関連経路

生活関連 経路①	区 間：伏見駅前交差点 ～ 師団街道交差点 該当する路線：国道 24 号
生活関連 経路②	区 間：国道 24 号交差点 ～ 伏見税務署 該当する路線：主要府道 大津淀線（通称：師団街道）
生活関連 経路③	区 間：国道 24 号交差点 ～ 第一岡本病院 該当する路線：主要府道 大津淀線（通称：京町通）
生活関連 経路④	区 間：国道 24 号交差点 ～ イズミヤ伏見店ショッピングセンター 該当する路線：市道 深草経 177 号線
生活関連 経路⑤	区 間：伏見駅前交差点 ～ 津知橋通 該当する路線：一般府道 伏見停車場線
生活関連 経路⑥	区 間：伏見停車場線 ～ 清水町通 該当する路線：一般府道 伏見停車場線（通称：津知橋通）
生活関連 経路⑦	区 間：津知橋通 ～ 住吉児童公園 該当する路線：市道 清水町通

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路を図-9に示します。

図-9 重点整備地区の区域，生活関連施設及び生活関連経路



第6章 伏見地区の課題・問題点

伏見地区の課題・問題点については、これまで4回開催した「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」といいます。）において数多くの意見をいただきました。

また、連絡会議の下に設置した分科会により現地踏査を実施し、近鉄伏見駅、生活関連経路を主体とした道路などの実態を調査して、詳細な課題・問題点を抽出し、意見交換を行いました。

ここに、これらの概要として、主な課題・問題点をまとめました。

また、伏見地区内に位置する主要な建築物について、バリアフリー施設等の現状を調査しました。

1 駅の課題・問題点

以下の区分に基づいて、近鉄伏見駅の主な課題・問題点などの概要を示します。

ア	利用動線	：段差解消の状況やエレベーター・エスカレーターの設置状況など
イ	情報案内設備	：誘導・警告ブロックの設置状況やホーム上での音声・文字情報案内の状況など
ウ	利便設備	：車いす対応型トイレや休憩設備（ベンチ、待合室）の設置状況など
エ	個別設備	：券売機や改札口の状況など

ア 利用動線

- (ア) 北東側の出入り口周辺にある側溝の蓋に穴がある。
- (イ) 北東側の出入り口周辺に一部凹凸がある。
- (ウ) 南西側の出入り口の段差が大きい。
- (エ) 南西側の出入り口の階段は段差が異なる。
- (オ) 南西側の出入り口にスロープがない。
- (カ) 改札階からホームへの階段の幅が狭く、階段端が確認しにくい。
- (キ) 階段端のすべり止めが外れている。
- (ク) 階段、トイレまでの通路が昼までも暗い。
- (ケ) 車いすに対応されていない。
- (コ) エレベーターがない。
- (カ) 階段付近のホーム幅が狭いので柵を設置してほしい。
- (シ) 京都よりのホームの中央部に柱がある。
- (ス) 待合室前のスロープが急なので改善してほしい。
- (セ) 車両とホームのすき間・段差が大きい。
- (ソ) 階段の手すりが連続していない。
- (タ) 階段の手すりを2段手すりに改善してほしい。
- (チ) トイレの入り口に誘導・警告ブロックがない。

イ 情報案内設備

- (ア) 誘導・警告ブロックが識別しにくい。
- (イ) サインが少なく、また、わかりにくい。
- (ウ) 駅名表示を大きくしてほしい。

- (I) 階段に誘導チャイムや手すりに点字表示がない。
- (J) 構内案内図，行き先案内表示がない。
- (K) 路線案内図の文字が見えにくい。
- (L) 『トイレ』，『耳マーク』の案内表示が小さい。
- (M) 時刻表の位置が高く，文字が見えにくい。
- (N) 料金表の文字が見えにくい。
- (O) 料金表に点字表示がない。
- (P) 列車接近表示の文字が見えにくく，1箇所しかない。
- (Q) 案内放送の音が聞こえにくい。
- (R) 車両ドアの位置表示がわかりにくい。
- (S) 待合室の入り口付近に点字表示を設置してほしい。
- (T) 喫煙スペースへの案内がない。

ウ 利便設備

- (A) 改札口の数が少ない。
- (B) 改札口の中にも公衆電話がない。
- (C) トイレの場所がわかりにくく，スペースも狭い。
- (D) トイレの中に荷物置き場がない。
- (E) トイレの扉が開閉しにくい。
- (F) トイレの中を示すレイアウト図がない。
- (G) 男子トイレが奥にあり防犯上危険なので改善してほしい。
- (H) 多目的トイレ，洋式トイレがない。
- (I) トイレの中にトイレトーパーがない。
- (J) トイレの洗面所が少なく，手すりも高い。
- (K) 待合室の入り口部に段差があり，ベンチも少ない。
- (L) ホームに駅員が常時いてほしい。
- (M) 電車のつなぎ目に転落防止装置を設置してほしい。

エ 個別設備

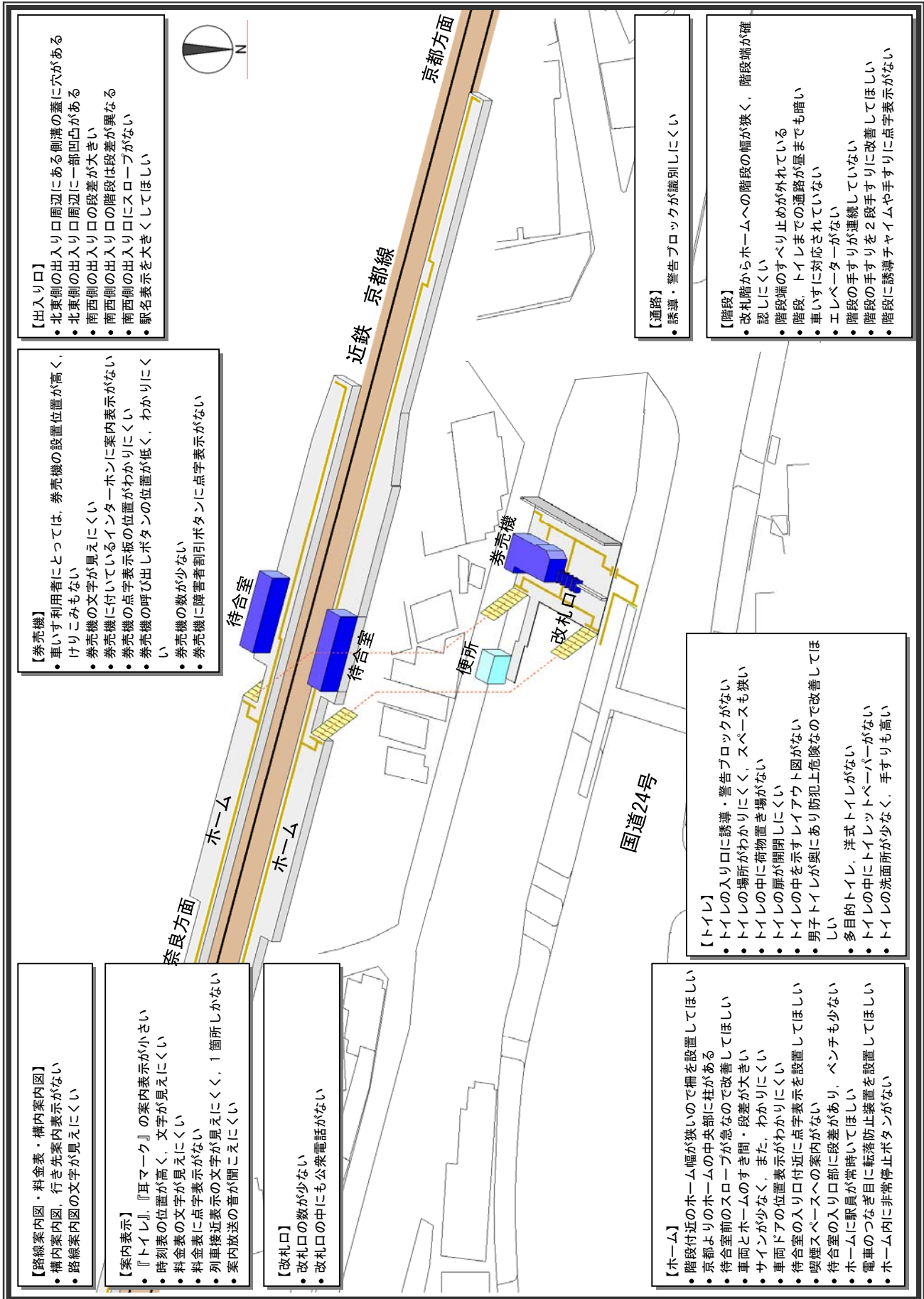
- (A) 車いす利用者にとっては，券売機の設置位置が高く，けりこみもない。
- (B) 券売機の文字が見えにくい。
- (C) 券売機に付いているインターホンに案内表示がない。
- (D) 券売機の点字表示板の位置がわかりにくい。
- (E) 券売機の呼び出しボタンの位置が低く，わかりにくい。
- (F) 券売機の数が少ない。
- (G) 券売機に障害者割引ボタンに点字表示がない。
- (H) ホーム内に非常停止ボタンがない。

この区分に基づく近鉄伏見駅のバリアフリー状況を表一7に示します。また，近鉄伏見駅の課題・問題点マップを図一10に示します。

表-7 近鉄伏見駅のバリアフリー状況

鉄 道 名		近畿日本鉄道		
路 線 名		京都線		
駅 名		伏見駅		
駅 の 構 造		高架駅		
1 日平均乗降客数(平成 17 年)		6,361 人		
最大段差	出入口～改札口(改札外)	南西側道路：0.35m, 北東側道路：0.00m		
	改札口～プラットホーム(改札内)	5.92m		
段差解消の状況	出入口～改札口(改札外)	○		
	改札口～プラットホーム(改札内)	×	階段(エレベーター無し, エスカレーター無し)	
情報案内設備	誘導用・警告用ブロックの設置状況	○	出入口～券売機～改札口～プラットホームに連続して有り(トイレへの誘導なし)	
	ホーム上での運行情報設備	音声案内	○ 有り	
		文字情報	○	有り(列車接近表示機能)
	券売機に併設した点字料金表示	×	無し	
利便施設	トイレ	×	車いす対応型トイレ無し	
	休憩設備	○	ベンチ有り	
個別設備	プラットホーム	転落防止対策	○ ホーム端の転落防止柵及びホーム上の警告ブロックが共に有り	
	券売機	車いす対応(下部スペース)	×	無し
	改札口	幅広タイプ(80 cm以上)	○	幅 80cm 以上の改札口有り

図-10 近鉄伏見駅の課題・問題点



【路線案内図・料金表・構内案内図】

- 構内案内図、行き先案内表示がない
- 路線案内図の文字が見えにくい

【案内表示】

- 『トイレ』、『耳マーク』の案内表示が小さい
- 時刻表の位置が高く、文字が見えにくい
- 料金表の文字が見えにくい
- 料金表に点字表示がない
- 列車接近表示の文字が見えにくく、1箇所しかない
- 案内放送の音が聞こえにくい

【改札口】

- 改札口の数が少ない
- 改札口の中にも公衆電話がない

【券売機】

- 車いす利用者にとっては、券売機の設置位置が高く、けりこみもない
- 券売機の文字が見えにくい
- 券売機に付いているインタナーホーンに案内表示がない
- 券売機の点字表示板の位置がわかりにくい
- 券売機の呼び出しボタンの位置が低く、わかりにくい
- 券売機の数が少ない
- 券売機に障害者割引ボタンに点字表示がない

【出入り口】

- 北東側の出入り口周辺にある側溝の蓋に穴がある
- 北東側の出入り口周辺に一歩凹凸がある
- 南西側の出入り口の段差が大きい
- 南西側の出入り口の階段は段差が異なる
- 南西側の出入り口にスロープがない
- 駅名表示を大きくしてほしい

【ホーム】

- 階段付近のホーム幅が狭いので柵を設置してほしい
- 京都よりのホームの中央部に柱がある
- 待合室前のスロープが急なので改善してほしい
- 車間とホームのすき間・段差が大きい
- サイニングが少なく、また、わかりにくい
- 車面ドアの位置表示がわかりにくい
- 待合室の入り口付近に点字表示を設置してほしい
- 喫煙スペースへの案内がない
- 待合室の入り口部に段差があり、ベンチも少ない
- ホームに駅員が常時いてほしい
- 電車のつなぎ目に転落防止装置を設置してほしい
- ホーム内に非常停止ボタンがない

【トイレ】

- トイレの入り口に誘導・警告ブロックがない
- トイレの場所がわかりにくく、スペースも狭い
- トイレの中に荷物置き場がない
- トイレの扉が開閉しにくい
- トイレの中を示すレイアウト図がない
- 男子トイレが奥にあり防犯上危険なので改善してほしい
- 多目的トイレ、洋式トイレがない
- トイレの中にトイレレットペーパーがない
- トイレの洗面所が少なく、手すりも高い

【通路】

- 誘導・警告ブロックが識別しにくい

【階段】

- 改札階からホームへの階段の幅が狭く、階段端が確認しにくい
- 階段のすべり止めが外れている
- 階段、トイレまでの通路が昼までも暗い
- 車いすに対応されていない
- エレベーターがない
- 階段の手すりが連続していない
- 階段の手すりを2段手すりに改善してほしい
- 階段に誘導チャイムや手すりに点字表示がない

2 周辺道路等の課題・問題点

伏見地区における道路の課題・問題点などの概要を示します。

また、道路などの課題・問題点マップを図-11に示します。

(1) 生活関連経路①（国道24号：伏見駅前交差点～師団街道交差点）

ア 道路部

- (ア) 歩道の幅が狭い。
- (イ) 進行方向の勾配がきつく、車いすでは通行できない。
- (ウ) 乗入れによる歩道の波打ちを改善してほしい。
- (エ) グレーチングの網目が大きい。
- (オ) 平板ブロックが一部割れ、がたつきがある。
- (カ) 植樹柵のコンクリートが飛び出している。
- (キ) 民地内の植樹が歩道にはみ出している。
- (ク) 放置自転車、バイク、電柱、道路標識柱、信号柱、車止めが移動の障害になる。
- (ケ) 歩道橋からの誘導ブロックがない。
- (コ) 電話ボックス、歩道橋の警告ブロックの設置方法が間違っている。
- (ク) 歩道橋の階段の滑り止めがはがれている。
- (ソ) 歩道橋の手すりに点字表示がない。

イ 交差点

- (ア) 交差点（北東部）の車道へのすりつけ勾配が急なので改善してほしい。
- (イ) 歩行者信号の青時間が短い。
- (ウ) 音響信号が聞こえにくい。
- (エ) 店舗の商品を道路上に並べている。
- (オ) 横断歩道の幅員が狭い。
- (カ) 交差点の南側に横断歩道がない。

(2) 生活関連経路②（主要府道 大津淀線（通称：師団街道）：国道24号交差点～伏見税務署）

- (ア) 歩行者の歩く場所が狭く、明確でない。
- (イ) グレーチングの網目が大きい。
- (ウ) 放置自転車・バイク、路上駐車が邪魔なので改善してほしい。
- (エ) 国道24号との交差点において、音響信号がない。
- (オ) 国道24号との交差点において、誘導・警告ブロックがない。
- (カ) バス待ちする場所が狭い。
- (キ) 伏見税務署の入り口部に段差がある。
- (ク) 2列になって車が信号待ちするため、歩行者の通行を妨げている。

(3) 生活関連経路③（主要府道 大津淀線（通称：京町通）：国道24号交差点～第一岡本病院）

ア 道路部

- (ア) 歩道の幅が狭い。
- (イ) 進行方向、横方向の勾配がきつい。
- (ウ) 歩道の波打ちを改善してほしい。

- (I) 電柱が歩道の真ん中にあり，邪魔なので改善してほしい。
- (O) グレーチングの網目が大きい。
- (K) 岡本病院の入り口部に段差がある。

イ 交差点

- (7) 歩行者だまりが狭い。
- (I) 北西部の交差点で車道へのすりつけ勾配がきつい。
- (O) 誘導・警告ブロックがない。
- (I) 横断歩道がない。
- (O) 点滅信号ではなく，信号を設置してほしい。
- (K) グレーチングの網目が大きい。

(4) 生活関連経路④（市道 深草経 177 号線：国道 24 号交差点～イズミヤ伏見店ショッピングセンター）

- (7) 歩道の幅が狭い。
- (I) 横方向の勾配がきつい。
- (O) グレーチングの網目が大きい。
- (I) 放置自転車・バイク，路上駐車・電柱が邪魔なので改善してほしい。
- (O) 車止めの基礎が邪魔なので改善してほしい。
- (K) L 型街渠ががたついている。
- (K) 舗装に凸凹が生じている。
- (7) 横断歩道の幅員が狭い。

(5) 生活関連経路⑤（一般府道 伏見停車場線：伏見駅前交差点～津知橋通）

- (7) 歩行者の歩く場所が狭く，明確でない。
- (I) 横方向の勾配がきつい。
- (O) マンホールの蓋が突出している。
- (I) グレーチングの網目が大きい。
- (O) 放置自転車・バイク，路上駐車，電柱が邪魔なので改善してほしい。
- (K) 舗装に凸凹が生じている。

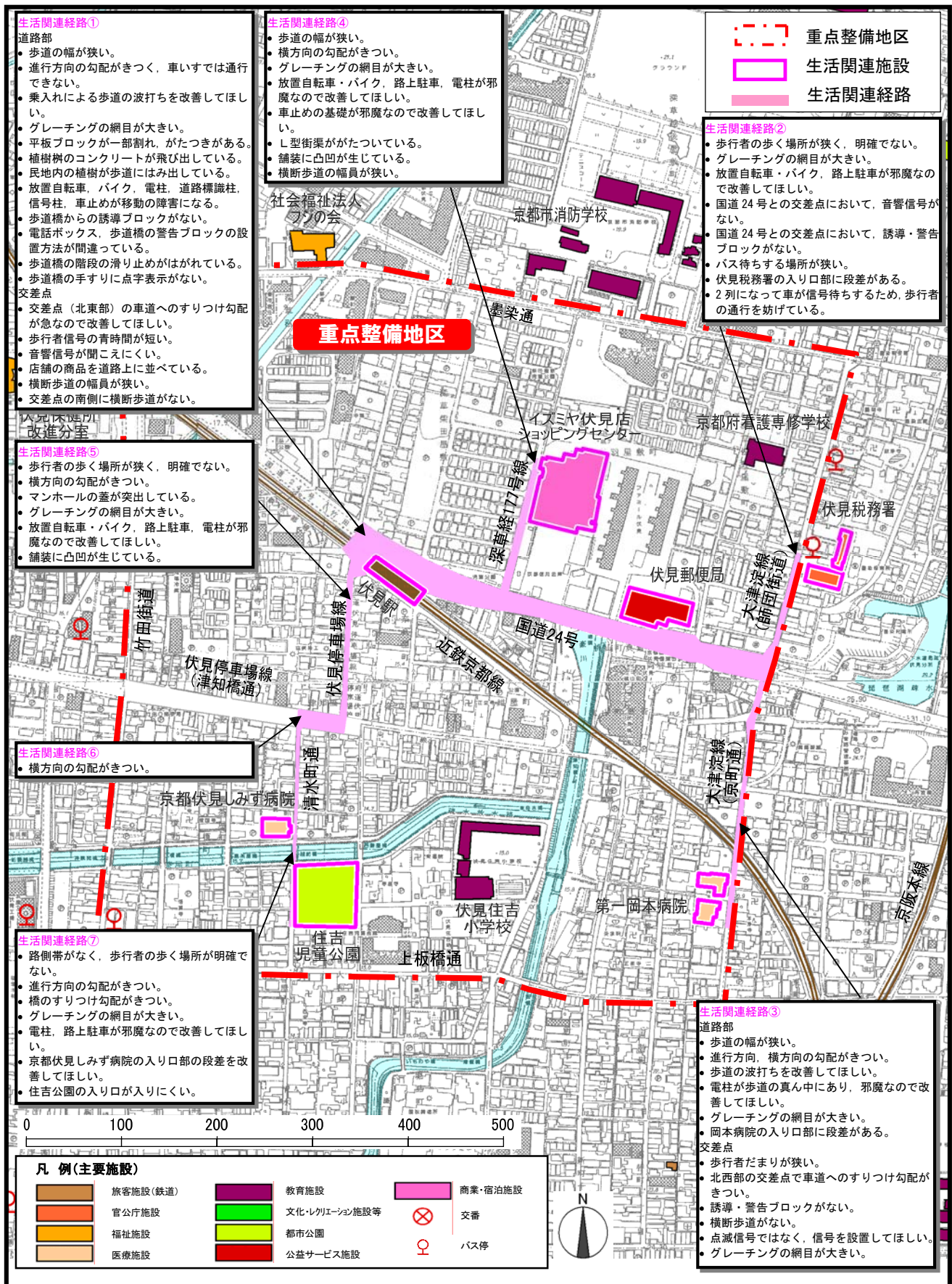
(6) 生活関連経路⑥（一般府道 伏見停車場線（通称：津知橋通）：伏見停車場線～清水町通）

- (7) 横方向の勾配がきつい。

(7) 生活関連経路⑦（市道 清水町通：津知橋通～住吉児童公園）

- (7) 路側帯がなく，歩行者の歩く場所が明確でない。
- (I) 進行方向の勾配がきつい。
- (O) 橋のすりつけ勾配がきつい。
- (I) グレーチングの網目が大きい。
- (O) 電柱，路上駐車が邪魔なので改善してほしい。
- (K) 京都伏見しみず病院の入り口部の段差を改善してほしい。
- (K) 住吉公園の入り口が入りにくい。

図-11 道路の課題・問題点



3 伏見地区の交通の課題

伏見地区は、駅を中心に商業施設が立地しているほか、官公庁施設、医療施設など日常生活に必要な施設が多く立地しており、地区内には水と緑の豊かな水辺空間が整備されていることから、『水と緑にあふれ、安心・安全・快適に生活できる温もりのあるまち』として、まちづくりを進めていきます。

そのためには、そこで生活する住民や訪れる人々が、安心して快適に歩くことができる「まち」にする必要があります。

しかし、現在は、細街路における多くの通過車両や多くの放置自転車など様々な交通問題を抱えています。このような状況では、バリアフリーの取組の効果も減少してしまいます。

このため、当該地区のバリアフリー化を推進するためには、地区の交通問題に対する京都市の他の施策と連携し地区の交通環境を含めた取組が必要です。

4 伏見地区の生活関連施設における課題

伏見地区は、官公庁施設や商業施設、医療施設など日常生活に必要な施設が多く立地しており、高齢者や障害のある方などの利用が多い施設も数多くありますが、視覚障害者誘導用ブロックや多機能トイレが未整備である箇所があるため、これらの改善に向けて継続した取組が必要となっています。

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び伏見地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会などが伏見地区において実施していくバリアフリー化事業などの計画概要を示します。

なお、だれもが利用しやすい旅客施設とするためには、個々の施設の整備状況が特に重要であるため、公共交通事業者が実施する旅客施設のバリアフリー化事業計画は、より具体的な内容を示します。

ここに示す事業計画は、

① 特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動等円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

② 特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業にあわせて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

- ① 短期 平成22年までに事業を完了させることを目標とするもの
- ② 長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、伏見地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ伏見地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 近鉄伏見駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 近鉄伏見駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、近鉄伏見駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線の整備

地上の改札階とホームを結ぶエレベーターの設置による段差解消や階段手すりの改良により、高齢者や障害のある方などがより円滑に移動できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

イ 情報案内設備の整備

エレベーターやトイレへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックの設置、ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の整備、トイレのレイアウト図の設置などにより、高齢者や障害のある方などにとって、より分かりやすい案内情報が提供できるよう、バリアフリー化事業を実施していきます。

ウ 利便設備の整備

既存のトイレに隣接してオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた方が器具の洗浄などを行える設備を備える）の多機能トイレを整備する事などにより、高齢者や障害のある方などが、より使いやすい設備となるようにバリアフリー化事業を実施していきます。

(2) その他の課題に対する考え方

連絡会議や分科会などで提起された上記以外の様々な課題・問題点や近鉄伏見駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

ホーム上への非常停止ボタンの設置、電車のつなぎ目に転落防止装置の設置、その他提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などにあわせ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時などの情報表示、国際観光都市の交通の要所としての案内表示（多言語表示など）、より分かりやすい料金表、路線図及び情報案内表示などについて、関係事業者と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差の縮小など、伏見地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、長期的な課題として検討を進めます。

(3) バリアフリー化事業計画の概要







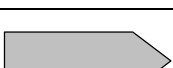
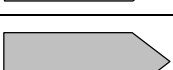
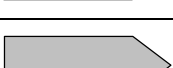
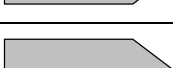
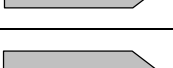

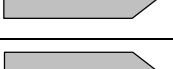
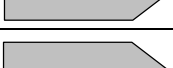
以下の事業を公共交通特定事業に位置づけて事業実施を図ります。

- (ア) 改札階から上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）
- (イ) 多機能トイレの設置
- (ウ) トイレの案内表示の改善

- (イ) トイレのレイアウト図の設置
- (オ) 券売機のけりこみの改善
- (カ) 料金表への点字設置
- (キ) 構内案内図の設置
- (ク) 南西側出入り口の階段手すりへの点字設置及びスロープの整備
- (ケ) 階段の手すりの改善（2 段手すり，連続性）
- (コ) 階段の手すりへの点字設置
- (カ) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- (シ) ホーム縁端警告ブロックへの内方線の整備
- (ス) 改札及び階段に誘導チャイムの設置
- (セ) 列車接近表示装置の増設

近鉄伏見駅における公共交通特定事業計画の概要を表一八に，また，公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表一九に示します。

表-8 近鉄伏見駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H20	21	22	23	~
近鉄 伏見駅	改札階から上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）	近畿日本鉄道					
	多機能トイレの設置						
	トイレの案内表示の改善						
	トイレのレイアウト図の設置						
	券売機のけりこみの改善						
	料金表への点字設置						
	構内案内図の設置						
	南西側出入り口の階段手すりへの点字設置及びスロープの整備						
	階段の手すりの改善（2段手すり，連続性）						
	階段の手すりへの点字設置						
	視覚障害者誘導用ブロックの整備						
	ホーム縁端警告ブロックへの内方線の整備						
	改札及び階段に誘導チャイムの設置						
列車接近表示装置の増設							

表－9 近鉄伏見駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体	目標年次				
			H20	21	22	23	～
近鉄 伏見駅	様々な設備の改善の検討	近畿日本鉄道	▶				
	鉄道事業者における共通課題の検討		▶				

※ 特定事業計画作成の段階で、特定事業として実施可能かどうかの検討を行い、可能な限り、表一八の事業と一体的な整備を行うものとしてします。

近鉄伏見駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図－12に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、近鉄伏見駅を発着する鉄道車両及び伏見地区内のバス停を発着する路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保をはじめとした移動等円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

その中で、扉が開いている時にチャイムにより扉位置を知らせる装置についても、車両の更新・改良時にあわせて、順次、整備を図ります。

イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表－10に示します。

表－10 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次				
	H20	21	22	23	～
伏見地区のバス停を発着する車両の約90%をノンステップバスとする	▶				

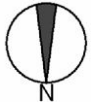
<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバス・ワンステップバスの割合
平成19年度末 (2007年度末)	760	27	534	74%
平成20年度末予定 (2008年度末予定)	760	27	(※) 607	83%
平成22年度末予定 (2010年度末予定)	760	27	(※) 713	97%

(※) 導入する車両の一部がワンステップバスに変更となる場合がある。

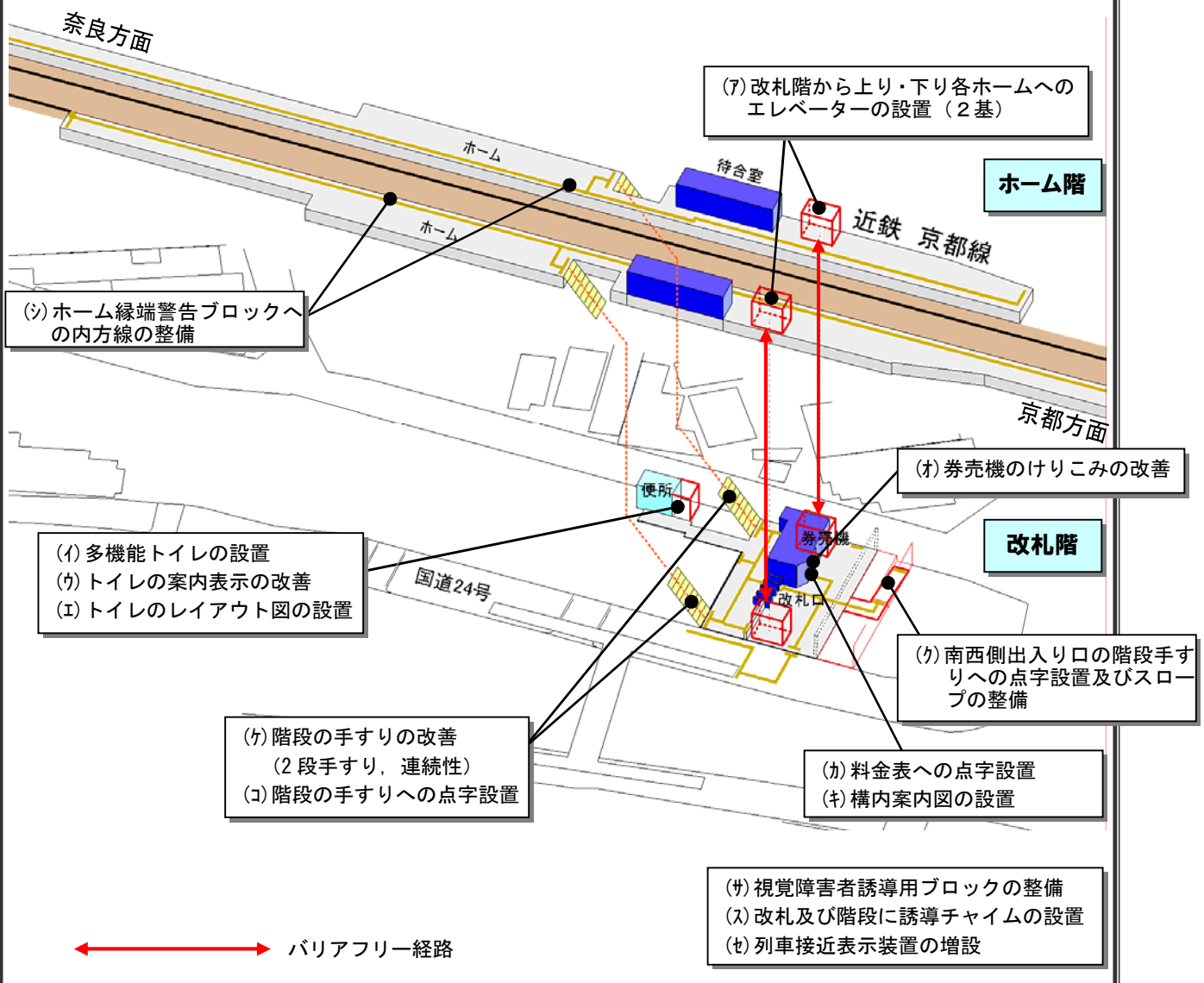
図-12 近鉄伏見駅のバリアフリー化事業計画

近鉄伏見駅



【近鉄伏見駅の改善計画】

- (ア) 改札階から上り・下り各ホームへのエレベーターの設置（2基）
- (イ) 多機能トイレの設置
- (ウ) トイレの案内表示の改善
- (エ) トイレのレイアウト図の設置
- (オ) 券売機のけりこみの改善
- (カ) 料金表への点字設置
- (キ) 構内案内図の設置
- (ク) 南西側出入り口の階段手すりへの点字設置及びスロープの整備
- (ケ) 階段の手すりの改善（2段手すり，連続性）
- (コ) 階段の手すりへの点字設置
- (サ) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
- (シ) ホーム縁端警告ブロックへの内方線の整備
- (ス) 改札及び階段に誘導チャイムの設置
- (セ) 列車接近表示装置の増設



※イメージ図であり，実際の形状・寸法とは異なります。

3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画などを実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 生活関連経路

生活関連経路においては、道路特定事業として、段差・勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

また、京都国道事務所が管理する生活関連経路①（国道 24 号）においては、現在取組中の「国道 24 号電線共同溝事業」の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

イ 生活関連経路以外の道路

駅周辺に分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び来訪者の近鉄伏見駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、道路特定事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう努めます。

また、京都国道事務所が管理する国道 24 号（竹田街道～近鉄伏見駅）においては、現在取組中の「国道 24 号電線共同溝事業」の中で、可能な限りバリアフリー化基準に適合させた整備を実施します。

ウ その他

(ア) 安全・快適な歩行空間の確保について

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら取組を進めます。看板・商品などの歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街の取組などと協力・連携を図りながら取組を進めます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成 20 年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

伏見地区における道路特定事業計画の概要を表-11に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-12に示します。

表-11 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	~
生活関連経路②	主要府道 大津淀線 (通称：師団街道)	歩行者優先策の検討					
生活関連経路③	主要府道 大津淀線 (通称：京町通)	段差・勾配の改善					
生活関連経路④	市道 深草経 177 号線	歩行者優先策の検討					
生活関連経路⑤	一般府道 伏見停車場線						
生活関連経路⑥	一般府道 伏見停車場線 (通称：津知橋通)	整備済み					
生活関連経路⑦	市道 清水町通	歩行者優先策の検討					

表-12 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	~
生活関連経路①	国道 24 号	国道 24 号電線 共同溝事業					
—	国道 24 号(竹田街道~近鉄伏見駅)						
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討					

4 交通安全施設などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、重点整備地区において、高齢者や障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある方などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などの検討を行います。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車の影響・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ その他

交通安全特定事業計画は、平成 20 年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

伏見地区における交通安全特定事業計画の概要を表一 13 に示します。

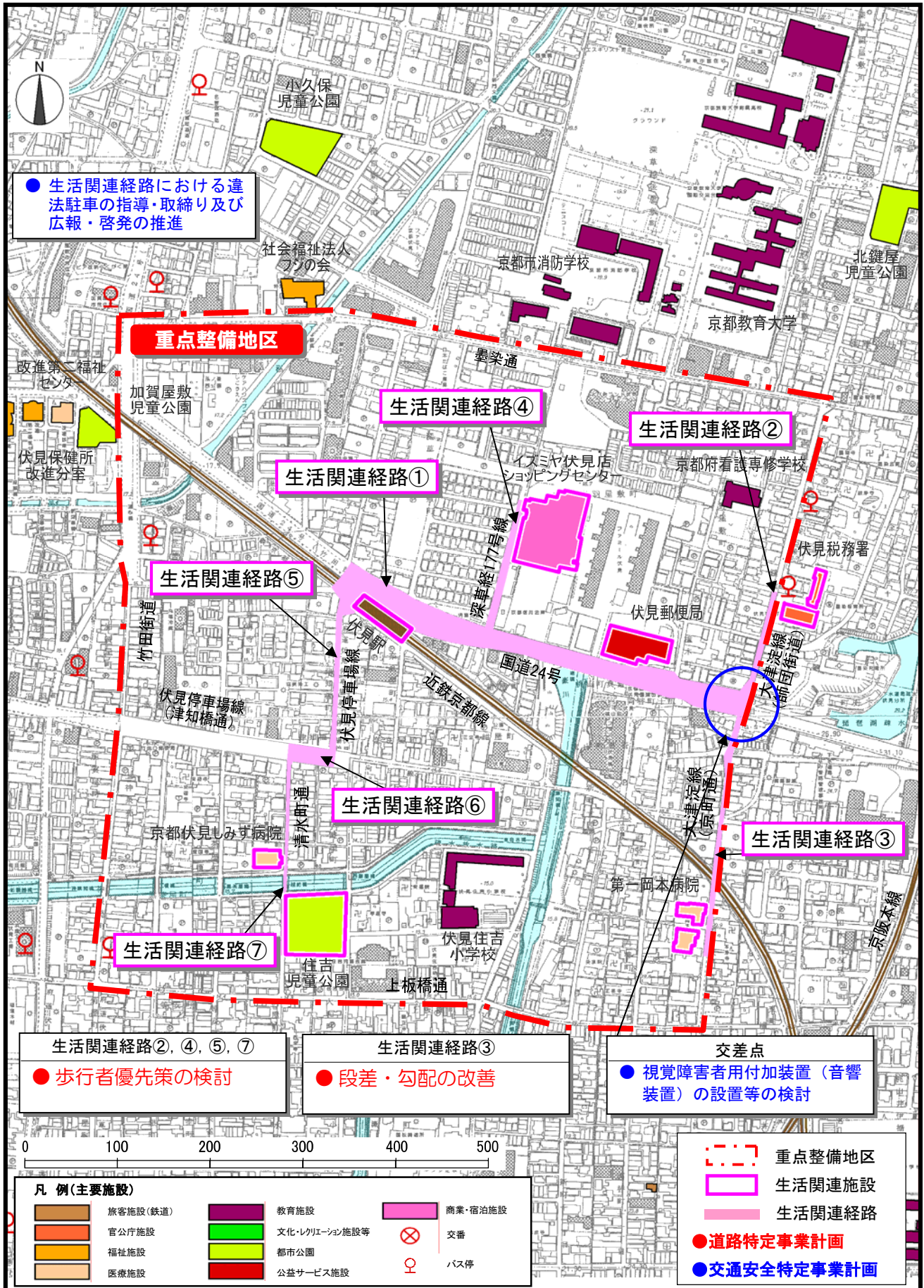
表一 13 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次				
			H20	21	22	23	～
生活関連経路①	国道 24 号	違法駐車の影響・取締り及び広報・啓発の推進	注)				
生活関連経路②	主要府道 大津淀線 (通称：師団街道)		注)				
生活関連経路③	主要府道 大津淀線 (通称：京町通)		注)				
生活関連経路④	市道 深草経 177 号線		注)				
生活関連経路⑤	一般府道 伏見停車場線		注)				
生活関連経路⑥	一般府道 伏見停車場線 (通称：津知橋通)		注)				
生活関連経路⑦	市道 清水町通		注)				
交差点	国道 24 号と師団街道の交差点	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置等 の検討	注)				

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

道路、交通安全施設などのバリアフリー化事業計画を図一 13 に示します。

図-13 道路、交通安全施設などのバリアフリー化事業計画



5 その他のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 旅客施設以外の生活関連施設における事業計画の基本的な考え方

伏見地区の旅客施設を除く官公庁施設、公益サービス施設、商業施設、医療施設、都市公園等の生活関連施設においては、段差・勾配の改良等のバリアフリー化の取組を進めます。特に、高齢者や障害のある方などが多数利用すると考えられる主要な生活関連施設においては、できる限り、バリアフリー化基準に適合するよう改善の取組を進めます。

(2) 都市公園におけるバリアフリー化事業計画の概要

伏見地区において、高齢者や障害のある方などが利用する主要な都市公園として、住吉児童公園が挙げられます。この住吉児童公園において、段差・勾配の改良による公園入口及び公園内経路の改善並びにベンチなどの休憩施設の改善の取組を進めます。

(3) 建築物等におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見地区において、高齢者や障害のある方などが多数利用する生活関連施設として、伏見税務署、伏見郵便局、京都伏見しみず病院、第一岡本病院、イズミヤ伏見店ショッピングセンターの施設が挙げられます。これらの施設は、概ねバリアフリー化されていますが、一部未整備の設備がある場合や法律の改正や要綱の運用改正等で、付加・変更された設備等について、未整備になっているケースがあります。施設管理者には、バリアフリー新法による基本構想策定についてご理解いただき、建築物のバリアフリー化について協議を行いました。

以下に、建築物における主要なバリアフリー化の取組の概要を示します。

ア 伏見税務署におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見税務署では、これまで出入口、トイレ及び建物内において、スロープ、エレベーター、車いす用トイレを設置するなど、様々なバリアフリー化の取組を行っています。今後も、高齢者や障害のある方などが利用しやすくなるように、段差・勾配の改善等のバリアフリー化の取組を進めます。

イ 伏見郵便局におけるバリアフリー化の取組の概要

伏見郵便局では、これまで車いす用トイレ、出入口の誘導チャイム、ローカウンターを設置するなど、様々なバリアフリー化の取組を行っています。今後も、高齢者や障害のある方などが利用しやすくなるように、バリアフリー化の取組を進めます。

ウ 京都伏見しみず病院におけるバリアフリー化の取組の概要

京都伏見しみず病院では、これまでに様々なバリアフリー化の取組をおこなっています。今後も、エレベーター操作盤前や一般トイレにおいて視覚障害者用誘導ブロックを設置するなどバリアフリー化の取組を進めます。

エ 第一岡本病院におけるバリアフリー化の取組の概要

第一岡本病院では、これまでに様々なバリアフリー化の取組を行っています。今後も、バリアフリー新法の基本的な方針に基づいて取り組んでいきます。特に一般トイレやエレベーター操作

盤前の視覚障害者用誘導ブロック，また階段や手すり改善など建築物移動等円滑化基準に基づき随時改善の取組を実施していきます。

オ イズミヤ伏見店ショッピングセンターにおけるバリアフリー化の取組の概要

イズミヤ伏見店ショッピングセンターでは，これまでに様々なバリアフリー化の取組をおこなっています。今後も，エレベーター操作盤における点字の設置，階段手すりにおける点字の改善，視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善などバリアフリー化の取組を進めます。

6 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) コミュニケーションのバリアフリー化の概要

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者、行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供、伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表-14に示します。

表-14 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある方などの移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や障害のある方などとのふれあいの場の設置など
	学校教育における福祉教育の充実	駅などにおける介助体験、疑似体験など
		高齢者や障害のある方などとの交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	違法駐車・駐輪などの防止	手話や筆談などによる聴覚障害者への適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
		改札口などに「耳マーク」の提示及び聴覚障害者の求めに応じて、筆談で対応できる体制の検討
		高齢者や障害のある方などへのサポート教育
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
		違法駐車・駐輪・看板類など、高齢歩行者などの円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	インターネットを活用した、駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）		
		移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など
		すべての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者、関係行政機関などは、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。

第8章 バリアフリー化事業の推進体制

今後、伏見地区基本構想に位置付けられたバリアフリー化事業を、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制を示します。

1 バリアフリー化事業推進に係る取組方針

(1) 情報案内設備に関する検討の進め方

情報案内設備（文字、音声）の整備については、近鉄伏見駅、周辺の道路、建築物などにおいて、関係事業者と調整を図り、また、障害者団体等の意見も伺いながら、移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を進めます。さらに、災害などの非常時における、特に聴覚障害のある方に対する緊急情報表示などの在り方については、長期的な施策も含めた検討を行っていきます。

検討の結果、一定の方向性が定まり、かつ事業実施の環境が整ったものについては、公共交通特定事業又は道路特定事業にも反映させ、順次、事業実施していきます。

(2) 道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画作成の進め方

生活関連経路において実施する道路特定事業計画を作成するに当たっては、今後、道路の実態などを詳細に検証したうえで、具体的な改善方策についてさらなる検討を加えていく必要があります。

このため、伏見地区基本構想策定後、学識経験者、高齢者、障害者団体の代表者及び地域の代表者の意見を聴きながら、様々な観点から検討を行い、道路特定事業計画と密接に関連する交通安全特定事業計画の内容についても、あわせて検討を行っていきます。

また、連絡会議や現地踏査などにおいて提起された生活関連経路以外の道路環境整備の要望を踏まえ、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、重点整備地区内の道路についてできる限り生活関連経路と一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策などの施策についても検討を行っていきます。

なお、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画は、平成20年度末を目途に作成し、公表します。

2 その他のバリアフリー化事業の進め方

生活関連施設において実施する、建築物等のバリアフリー化事業の実施に当たっては、今後、施設の実態などを調査したうえで、具体的な改善方策を検討する必要があります。また、連絡会議や現地踏査などにおいて提起された環境整備の要望を踏まえ、高齢者や障害のある方などが利用しやすい施設の整備を検討する必要があります。

3 連絡会議による進行管理

これまで、伏見地区のバリアフリー化を推進していくための具体的な方策などについて検討を重ねてきた連絡会議の中で、基本構想策定に必要な協議・検討を行うだけでなく、伏見地区基本構想策定後も事業を実施するための連絡調整を行うとともに、道路特定事業計画案及び交通安全特定事業計画

案の取りまとめが完了した段階や各バリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催します。そして、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映された事業進捗が図られているかについて検証を行います。

4 公共交通特定事業に対する支援

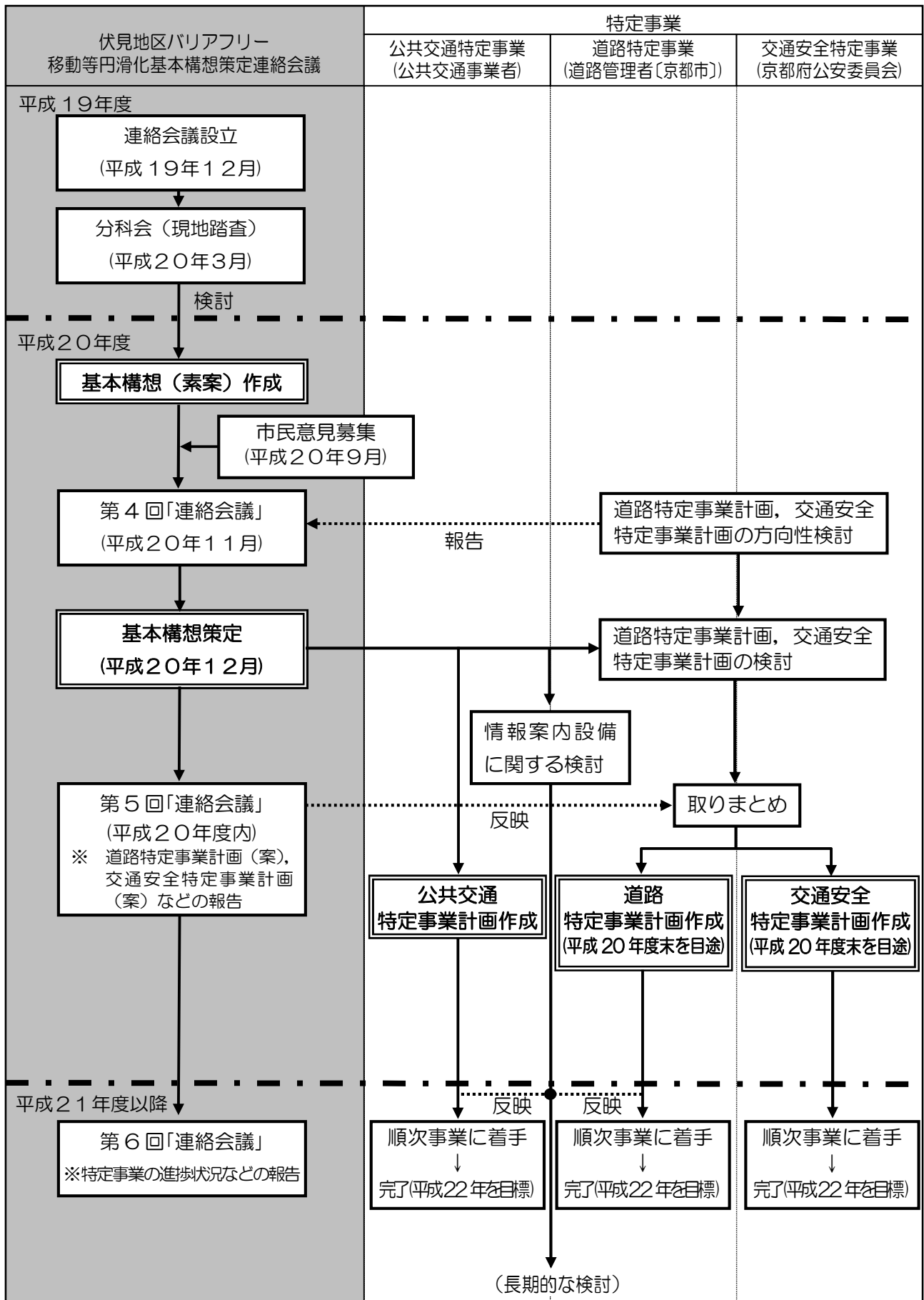
京都市は、近鉄伏見駅へのバリアフリー化事業に対し、国及び京都府と連携し、必要な助成を行います。

5 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報提供

京都市は、伏見地区をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、ホームページなどを順次更新し、情報提供を行います。

このバリアフリー化事業の推進体制の構成を図-14に示します。

図一14 バリアフリー化事業の推進体制（主に特定事業）



※特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていきます。
※京都市は、全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、ホームページなどを順次更新し、情報提供します。

伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議分科会〔現地踏査〕の概要

1 調査の概要

(1) 実施日：平成20年3月6日（木） 13：15～17：00

(2) 参加者：総数 38 名

班別：1 班：調査員 14 名

（内訳：視覚障害のある方 2 名，聴覚・言語障害のある方 3 名，
視覚・聴覚・言語障害のある方 1 名，
肢体・聴覚・言語障害のある方 1 名，
内部障害のある方 3 名，障害のない方 4 名）

2 班：調査員 11 名

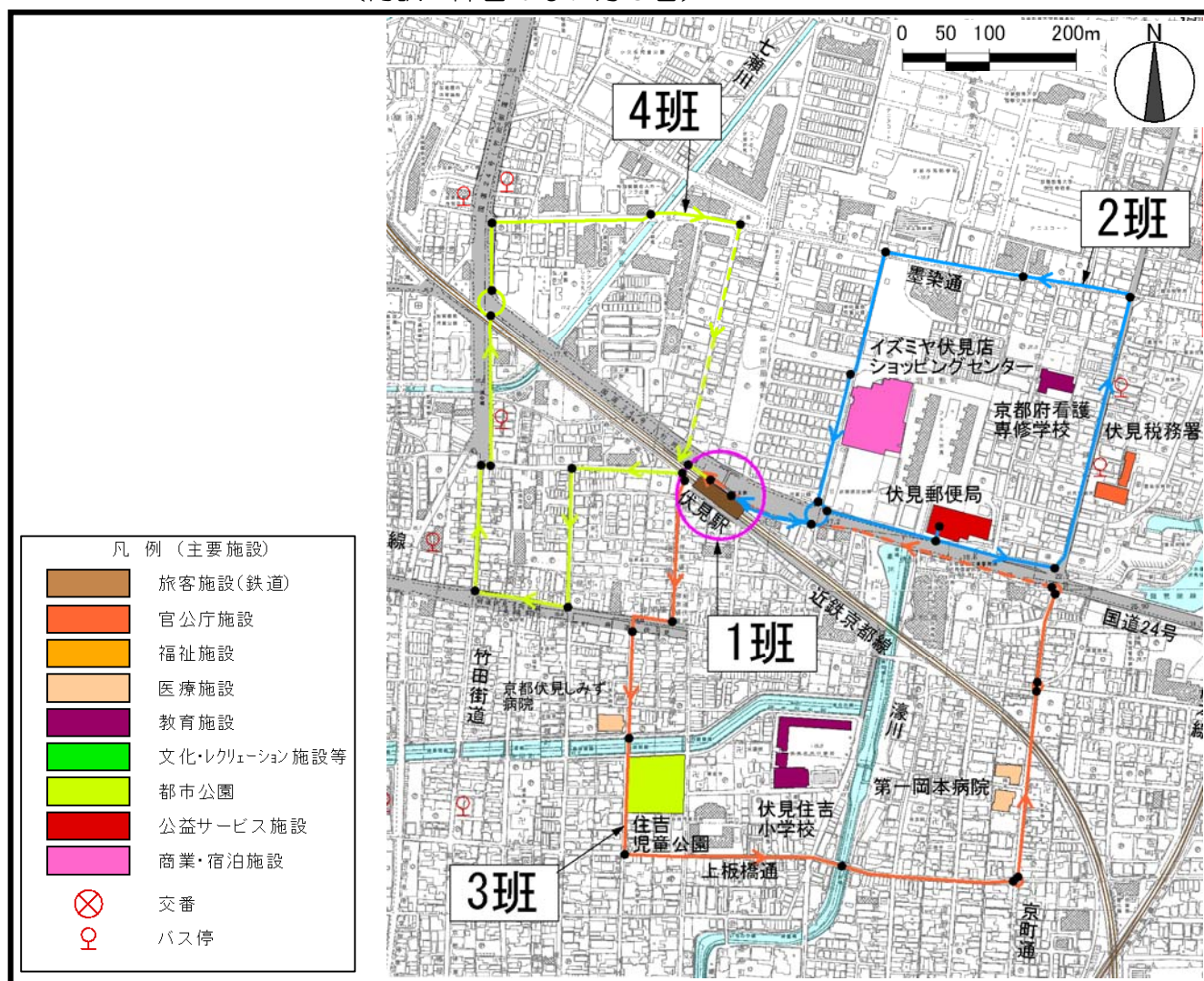
（内訳：視覚障害のある方 1 名，聴覚障害のある方 1 名，
肢体障害のある方 1 名，障害のない方 8 名）

3 班：調査員 7 名

（内訳：障害のない方 7 名）

4 班：調査員 6 名

（内訳：障害のない方 6 名）



2 調査風景

1班



駅調査風景



駅調査風景



駅調査風景

2班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

3班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

4班



道路調査風景



道路調査風景



道路調査風景

会議風景



会場の様子



問題点のまとめ



問題点発表の様子

伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議委員名簿

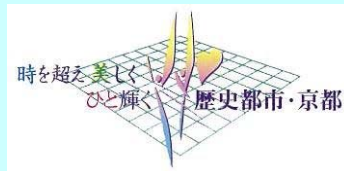
<50音順, 敬称略, 2008年12月1日現在>

青木 真美	議長	同志社大学商学部教授
伊豆 英明		京都市建設局水と緑環境部緑政課長(平成20年4月から)
磯田 真澄		京都市交通局自動車部技術課長(平成20年4月から)
大嶋 政夫		京都市建設局道路建設部道路計画課長(平成20年4月から)
岡嶋 多門		京都府伏見警察署交通課長
岡野 伊三郎		社団法人京都府視覚障害者協会伏見支部監事
沖 孝		社団法人京都市老人クラブ連合会伏見区老人クラブ連合会副会長
小野田 武彦		京都精神保健福祉推進家族会連合会理事
柿本 伍市		国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長(平成20年4月から)
北川 洋一		京都市伏見区役所区民部まちづくり推進課長(平成20年4月から)
窪田 和美	副議長	龍谷大学短期大学部教授
小林 正明		京都市建設局水と緑環境部緑地管理課長(平成20年4月から)
佐伯 康介		京都市都市計画局歩くまち京都推進室長(平成20年4月から)
田桐 敬三		社団法人日本オストミー協会京都支部事務局長
田中 震治		伏見区市政協力委員連絡協議会藤森学区会長
谷内 博史		京都市伏見区役所福祉部支援課長
月本 薫		京都手をつなぐ育成会伏見支部副支部長
辻 章夫		京都市伏見区役所深草支所福祉部支援保護課長
中川 明俊		一般公募委員
中谷 香		京都市伏見区役所深草支所区民部まちづくり推進課長
野村 武嗣		伏見区市政協力委員連絡協議会住吉学区会長
羽田 祐治	オブザーバー	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官(平成20年4月から)
濱名 正子		一般公募委員
平田 勝己		近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部大阪輸送統括部施設部工務課長
藤坂 由紀子		NPO法人京都市中途失聴・難聴者協会理事
前田 美智子		NPO法人京都市肢体障害者協会女性委員長
増永 淳三		京都府警察本部交通部交通規制課調査官
松島 謙司		京都市聴覚障害者協会伏見支部副支部長
松村 憲次	オブザーバー	京都府建設交通部交通対策課長(平成20年4月から)
溝上 省二		京都市都市計画局建築指導部建築審査課長(平成20年4月から)
三宅 英知	オブザーバー	京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長(平成20年4月から)
山内 忠春		京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐(平成20年3月から)
山口 彰		京都市建設局土木管理部伏見土木事務所長
横木 孝司		京都市建設局土木管理部自転車政策課長

【前委員】肩書きは、委員就任時のもの

相田 正雄		京都市交通局自動車部技術課長(平成20年3月まで)
石崎 了		京都市都市計画局交通政策室長(平成20年3月まで)
岩本 葉介		京都市建設局道路建設部道路環境整備課長(平成20年3月まで)
岡本 良行		国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長(平成20年3月まで)
奥 美里		京都市都市計画局建築指導部建築審査課長(平成20年3月まで)
藏屋 克彦		京都府警察本部交通部駐車対策課課長補佐(平成20年2月まで)
下河邊 英寿	オブザーバー	京都府企画環境部交通対策課参事(平成20年3月まで)
下畑 賢治	オブザーバー	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官(平成20年3月まで)
高田 民義		京都市伏見区役所区民部まちづくり推進課長(平成20年3月まで)
中村 豊彦		京都市建設局水と緑環境部緑地管理課長(平成20年3月まで)
藤井 俊志		京都市建設局水と緑環境部緑政課長(平成20年3月まで)
松本 重雄	オブザーバー	京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長(平成20年3月まで)

同じです あなたとわたしの 大切さ



「伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」は、ホームページに掲載しています。（音声案内もしています。）概要版の点字版は伏見区役所・深草支所及び京都ライトハウスに置いています。

伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL075-222-3483 FAX075-213-1064

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-5-0-0-0.html>

2008年（平成20年）12月発行 京都市印刷物 第203077号